

新 (表紙)	旧 (表紙)
<p>松江市歴史的風致維持向上計画 (第2期)</p>  <p>令和2年(2020)3月認定 <u>令和8年(2026)月変更</u> 松江市</p>	<p>松江市歴史的風致維持向上計画 (第2期)</p>  <p>令和2年(2020)3月認定 令和7年(2025)3月変更 松江市</p>

■新旧対照表

新 (目次)	旧 (目次)
目 次	目 次
序章 <ul style="list-style-type: none"> 1. 計画策定の背景と目的 ----- 1 2. 計画期間 ----- 2 3. 計画の策定体制 ----- 2 4. 計画策定（変更）の経緯 ----- 4 	序章 <ul style="list-style-type: none"> 1. 計画策定の背景と目的 ----- 1 2. 計画期間 ----- 2 3. 計画の策定体制 ----- 2 4. 計画策定（変更）の経緯 ----- 4
第1章 松江市の歴史的風致形成の背景 <ul style="list-style-type: none"> 1. 自然的環境 ----- 6 2. 社会的環境 ----- 10 3. 歴史的環境 ----- 19 4. 文化財等の分布状況 ----- 26 	第1章 松江市の歴史的風致形成の背景 <ul style="list-style-type: none"> 1. 自然的環境 ----- 6 2. 社会的環境 ----- 10 3. 歴史的環境 ----- 19 4. 文化財等の分布状況 ----- 26
第2章 松江市の維持向上すべき歴史的風致 <ul style="list-style-type: none"> I 古代「出雲」に見られる歴史的風致 ----- 48 <ul style="list-style-type: none"> 1. 出雲国府跡周辺に見られる歴史的風致 ----- 49 2. 神在祭と佐陀神能に見られる歴史的風致 ----- 77 3. 美保関のみなと文化に見られる歴史的風致 ----- 90 II 近世「松江」に見られる歴史的風致 ----- 123 <ul style="list-style-type: none"> 1. ホーランエンヤに見られる歴史的風致 ----- 131 2. 豊作行列に見られる歴史的風致 ----- 149 3. 茶の湯文化に見られる歴史的風致 ----- 168 4. 堀川に見られる歴史的風致 ----- 184 5. 近世山陰道沿線の宿場町に見られる歴史的風致 ----- 199 6. 宍道湖、佐陀川に見られる歴史的風致 ----- 212 	第2章 松江市の維持向上すべき歴史的風致 <ul style="list-style-type: none"> I 古代「出雲」に見られる歴史的風致 ----- 48 <ul style="list-style-type: none"> 1. 出雲国府跡周辺に見られる歴史的風致 ----- 49 2. 神在祭と佐陀神能に見られる歴史的風致 ----- 77 3. 美保関のみなと文化に見られる歴史的風致 ----- 90 II 近世「松江」に見られる歴史的風致 ----- 122 <ul style="list-style-type: none"> 1. ホーランエンヤに見られる歴史的風致 ----- 130 2. 豊作行列に見られる歴史的風致 ----- 148 3. 茶の湯文化に見られる歴史的風致 ----- 167 4. 堀川に見られる歴史的風致 ----- 183 5. 近世山陰道沿線の宿場町に見られる歴史的風致 ----- 198 6. 宍道湖、佐陀川に見られる歴史的風致 ----- 211
第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 <ul style="list-style-type: none"> 1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題 ----- 222 2. 既存計画（上位・関連計画）との関連性 ----- 224 3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 ----- 244 4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制----- 245 	第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 <ul style="list-style-type: none"> 1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題 ----- 221 2. 既存計画（上位・関連計画）との関連性 ----- 223 3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 ----- 242 4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制----- 243

■新旧対照表

新	旧
(目次)	(目次)
第4章 重点区域の位置及び区域 <ul style="list-style-type: none"> 1. 歴史的風致の分布 ----- 246 2. 重点区域設定の考え方 ----- 248 3. 重点区域の位置及び区域 ----- 251 <ul style="list-style-type: none"> (1) 旧城下町エリア ----- 251 (2) 国府跡周辺エリア ----- 258 (3) 美保関エリア ----- 262 (4) 鹿島エリア ----- 265 (5) 宍道エリア ----- 269 4. 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果 ----- 274 5. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携----- 275 	第4章 重点区域の位置及び区域 <ul style="list-style-type: none"> 1. 歴史的風致の分布 ----- 244 2. 重点区域設定の考え方 ----- 246 3. 重点区域の位置及び区域 ----- 249 <ul style="list-style-type: none"> (1) 旧城下町エリア ----- 249 (2) 国府跡周辺エリア ----- 256 (3) 美保関エリア ----- 260 (4) 鹿島エリア ----- 263 (5) 宍道エリア ----- 267 4. 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果 ----- 272 5. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携----- 273
第5章 文化財の保存及び活用に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 1. 松江市全体に関する事項 ----- 293 2. 重点区域に関する事項 ----- 300 	第5章 文化財の保存及び活用に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 1. 松江市全体に関する事項 ----- 290 2. 重点区域に関する事項 ----- 297
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針 ----- 307 2. 方針及び事業一覧 ----- 307 3. 事業位置図 ----- 309 4. 事業別シート ----- 310 	第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針 ----- 303 2. 方針及び事業一覧 ----- 303 3. 事業位置図 ----- 304 4. 事業別シート ----- 306
第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針 356	第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針 347
第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項 <ul style="list-style-type: none"> 1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的考え方 ----- 364 2. 個別の事項 ----- 364 	第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項 <ul style="list-style-type: none"> 1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的考え方 ----- 355 2. 個別の事項 ----- 355
【巻末資料】 <ul style="list-style-type: none"> 1. 参考資料一覧 2. 松江市所在の指定・登録文化財一覧表 	【巻末資料】 <ul style="list-style-type: none"> 1. 参考資料一覧 2. 松江市所在の指定・登録文化財一覧表

■新旧対照表

新	旧																																																																								
<p>(P2)</p> <p>江市歴史的風致維持向上計画（第2期）」を策定し、以後10年間の関連事業に取り組むものである。</p> <p>2. 計画期間</p> <p>令和2年度（2020年度）～令和11年度（2029年度）の10年間</p> <p>3. 計画の策定体制</p> <p>本計画の策定にあたっては、事務局である歴史まちづくり部まちづくり文化財課（現在は文化スポーツ部文化財課）が中心となり、関連部局による「松江市歴史まちづくり推進ワーキングチーム」（府内組織）での連携調整を図った。また、法定協議会の「松江市歴史まちづくり推進協議会」において計画案を検討したあと、「松江市文化財保護審議会」からの意見と「パブリックコメント」の意見を反映し、「松江市歴史まちづくり推進会議（主要施策調整会議）」への報告を行い、「松江市歴史的風致維持向上計画（第2期）」を策定した。</p> <p style="text-align: center;">松江市歴史まちづくり推進協議会 委員名簿（令和7年（2025）4月時点） (敬称略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; background-color: #e0e0ff;">氏名</th> <th style="text-align: center; background-color: #e0e0ff;">所属及び役職名</th> <th style="text-align: center; background-color: #e0e0ff;">分野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>浅田 純作</td><td>松江工業高等専門学校 教授</td><td>学識経験者</td></tr> <tr><td>伊藤 知恵</td><td>中心市街地活性化協議会 まちづくりコーディネーター</td><td>経済団体</td></tr> <tr><td>大塚 享義</td><td>松江観光協会 専務理事</td><td>観光関連団体</td></tr> <tr><td>繁浪 均</td><td>松江市公民館館長会 代表（城東公民館）</td><td>地域代表</td></tr> <tr><td>杉 岳志</td><td>島根県立大学 准教授</td><td>学識経験者</td></tr> <tr><td>永瀬 美貴</td><td>島根県建築士会 ヘリテージマネージャー</td><td>建築</td></tr> <tr><td>山口 直美</td><td>松江市登録歴史的建造物 所有者</td><td>文化財所有者</td></tr> <tr><td></td><td>島根県土木部都市計画課 課長</td><td>島根県</td></tr> <tr><td></td><td>島根県教育庁文化財課 課長</td><td>島根県</td></tr> <tr><td></td><td>松江市教育委員会 副教育長</td><td>松江市</td></tr> <tr><td></td><td>松江市觀光部 部長</td><td>松江市</td></tr> </tbody> </table> <p>※行政職員については、人事異動等を勘案し役職のみの記載とする。</p>	氏名	所属及び役職名	分野	浅田 純作	松江工業高等専門学校 教授	学識経験者	伊藤 知恵	中心市街地活性化協議会 まちづくりコーディネーター	経済団体	大塚 享義	松江観光協会 専務理事	観光関連団体	繁浪 均	松江市公民館館長会 代表（城東公民館）	地域代表	杉 岳志	島根県立大学 准教授	学識経験者	永瀬 美貴	島根県建築士会 ヘリテージマネージャー	建築	山口 直美	松江市登録歴史的建造物 所有者	文化財所有者		島根県土木部都市計画課 課長	島根県		島根県教育庁文化財課 課長	島根県		松江市教育委員会 副教育長	松江市		松江市觀光部 部長	松江市	<p>(P2)</p> <p>江市歴史的風致維持向上計画（第2期）」を策定し、以後10年間の関連事業に取り組むものである。</p> <p>2. 計画期間</p> <p>令和2年度（2020年度）～令和11年度（2029年度）の10年間</p> <p>3. 計画の策定体制</p> <p>本計画の策定にあたっては、事務局である歴史まちづくり部まちづくり文化財課（現在は文化スポーツ部文化財課）が中心となり、関連部局による「松江市歴史まちづくり推進ワーキングチーム」（府内組織）での連携調整を図った。また、法定協議会の「松江市歴史まちづくり推進協議会」において計画案を検討したあと、「松江市文化財保護審議会」からの意見と「パブリックコメント」の意見を反映し、「松江市歴史まちづくり推進会議（主要施策調整会議）」への報告を行い、「松江市歴史的風致維持向上計画（第2期）」を策定した。</p> <p style="text-align: center;">松江市歴史まちづくり推進協議会 委員名簿（令和6年（2024）4月時点） (敬称略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; background-color: #e0e0ff;">氏名</th> <th style="text-align: center; background-color: #e0e0ff;">所属及び役職名</th> <th style="text-align: center; background-color: #e0e0ff;">分野</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>浅田 純作</td><td>松江工業高等専門学校 教授</td><td>学識経験者</td></tr> <tr><td>伊藤 知恵</td><td>中心市街地活性化協議会 まちづくりコーディネーター</td><td>経済団体</td></tr> <tr><td>羽田 昭彦</td><td>松江観光協会 松江観光プロデューサー</td><td>観光関連団体</td></tr> <tr><td>安部 登</td><td>元松江郷土館館長</td><td>郷土史</td></tr> <tr><td>大北 哲也</td><td>島根県文化財所有者連絡協議会 副会長</td><td>文化財所有者</td></tr> <tr><td>松本 道博</td><td>松江市公民館館長会 代表（白潟公民館）</td><td>地域代表</td></tr> <tr><td>永瀬 美貴</td><td>島根県建築士会 ヘリテージマネージャー</td><td>建築</td></tr> <tr><td></td><td>島根県土木部都市計画課 課長</td><td>島根県</td></tr> <tr><td></td><td>島根県教育庁文化財課 課長</td><td>島根県</td></tr> <tr><td></td><td>松江市教育委員会 副教育長</td><td>松江市</td></tr> <tr><td></td><td>松江市觀光部 部長</td><td>松江市</td></tr> </tbody> </table> <p>※行政職員については、人事異動等を勘案し役職のみの記載とする。</p>	氏名	所属及び役職名	分野	浅田 純作	松江工業高等専門学校 教授	学識経験者	伊藤 知恵	中心市街地活性化協議会 まちづくりコーディネーター	経済団体	羽田 昭彦	松江観光協会 松江観光プロデューサー	観光関連団体	安部 登	元松江郷土館館長	郷土史	大北 哲也	島根県文化財所有者連絡協議会 副会長	文化財所有者	松本 道博	松江市公民館館長会 代表（白潟公民館）	地域代表	永瀬 美貴	島根県建築士会 ヘリテージマネージャー	建築		島根県土木部都市計画課 課長	島根県		島根県教育庁文化財課 課長	島根県		松江市教育委員会 副教育長	松江市		松江市觀光部 部長	松江市
氏名	所属及び役職名	分野																																																																							
浅田 純作	松江工業高等専門学校 教授	学識経験者																																																																							
伊藤 知恵	中心市街地活性化協議会 まちづくりコーディネーター	経済団体																																																																							
大塚 享義	松江観光協会 専務理事	観光関連団体																																																																							
繁浪 均	松江市公民館館長会 代表（城東公民館）	地域代表																																																																							
杉 岳志	島根県立大学 准教授	学識経験者																																																																							
永瀬 美貴	島根県建築士会 ヘリテージマネージャー	建築																																																																							
山口 直美	松江市登録歴史的建造物 所有者	文化財所有者																																																																							
	島根県土木部都市計画課 課長	島根県																																																																							
	島根県教育庁文化財課 課長	島根県																																																																							
	松江市教育委員会 副教育長	松江市																																																																							
	松江市觀光部 部長	松江市																																																																							
氏名	所属及び役職名	分野																																																																							
浅田 純作	松江工業高等専門学校 教授	学識経験者																																																																							
伊藤 知恵	中心市街地活性化協議会 まちづくりコーディネーター	経済団体																																																																							
羽田 昭彦	松江観光協会 松江観光プロデューサー	観光関連団体																																																																							
安部 登	元松江郷土館館長	郷土史																																																																							
大北 哲也	島根県文化財所有者連絡協議会 副会長	文化財所有者																																																																							
松本 道博	松江市公民館館長会 代表（白潟公民館）	地域代表																																																																							
永瀬 美貴	島根県建築士会 ヘリテージマネージャー	建築																																																																							
	島根県土木部都市計画課 課長	島根県																																																																							
	島根県教育庁文化財課 課長	島根県																																																																							
	松江市教育委員会 副教育長	松江市																																																																							
	松江市觀光部 部長	松江市																																																																							

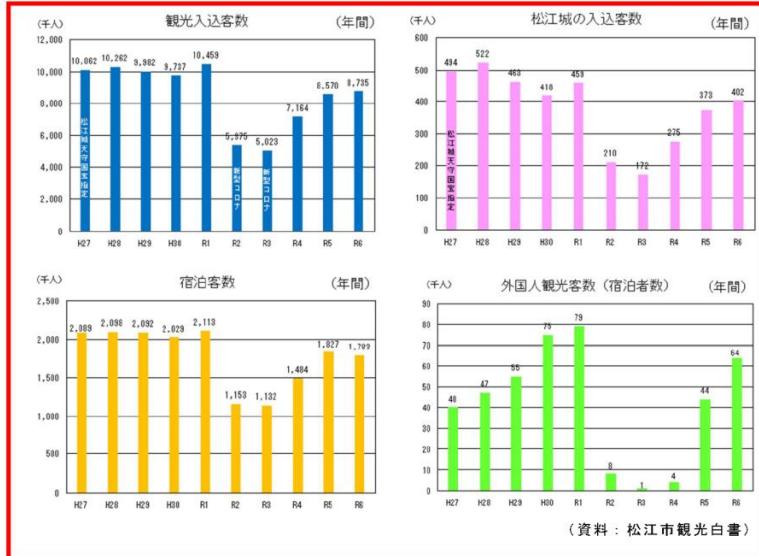
■新旧対照表

新	旧
(P5)	(P5)
令和 4 年（2022）2 月 10 日 令和 3 年度第 2 回松江市歴史まちづくり推進協議会（1 月 31 日～）	令和 4 年（2022）2 月 10 日 令和 3 年度第 2 回松江市歴史まちづくり推進協議会（1 月 31 日～）
令和 4 年（2022）2 月 16 日 パブリックコメント（1 月 17 日～）	令和 4 年（2022）2 月 16 日 パブリックコメント（1 月 17 日～）
令和 4 年（2022）2 月 22 日 第 2 回変更届出 ※軽微な変更	令和 4 年（2022）2 月 22 日 第 2 回変更届出 ※軽微な変更
令和 4 年（2022）8 月 10 日 令和 4 年度第 1 回松江市歴史まちづくり推進協議会（7 月 28 日～）	令和 4 年（2022）8 月 10 日 令和 4 年度第 1 回松江市歴史まちづくり推進協議会（7 月 28 日～）
令和 5 年（2023）2 月 10 日 令和 4 年度第 2 回松江市歴史まちづくり推進協議会	令和 5 年（2023）2 月 10 日 令和 4 年度第 2 回松江市歴史まちづくり推進協議会
令和 5 年（2023）2 月 24 日 パブリックコメント（1 月 26 日～）	令和 5 年（2023）2 月 24 日 パブリックコメント（1 月 26 日～）
令和 5 年（2023）3 月 30 日 第 3 回変更認定	令和 5 年（2023）3 月 30 日 第 3 回変更認定
令和 5 年（2023）8 月 8 日 令和 5 年度第 1 回松江市歴史まちづくり推進協議会	令和 5 年（2023）8 月 8 日 令和 5 年度第 1 回松江市歴史まちづくり推進協議会
令和 6 年（2024）2 月 2 日 令和 5 年度第 2 回松江市歴史まちづくり推進協議会	令和 6 年（2024）2 月 2 日 令和 5 年度第 2 回松江市歴史まちづくり推進協議会
令和 6 年（2024）2 月 27 日 パブリックコメント（1 月 29 日～）	令和 6 年（2024）2 月 27 日 パブリックコメント（1 月 29 日～）
令和 6 年（2024）3 月 1 日 第 4 回変更届出 ※軽微な変更	令和 6 年（2024）3 月 1 日 第 4 回変更届出 ※軽微な変更
令和 7 年（2025）2 月 5 日 令和 6 年度松江市歴史まちづくり推進協議会	令和 7 年（2025）2 月 5 日 令和 6 年度松江市歴史まちづくり推進協議会
令和 7 年（2025）2 月 20 日 <u>パブリックコメント（1 月 22 日～）</u>	
令和 7 年（2025）3 月 13 日 <u>第 5 回変更認定</u>	
令和 8 年（2026）2 月 5 日 <u>令和 7 年度松江市歴史まちづくり推進協議会</u>	

■新旧対照表

新

(P19)



3. 歴史的環境

(1) 旧石器時代～縄文時代

松江市がある日本海に面する地域は、ユーラシア大陸に沿って日本海を南下する寒流のリマン海流と、日本海を北上する暖流の対馬海流がぶつかり合う地域である。こうした地理的環境のなかで古代から日本海を通じて活発な文化的交流があった。

こうした様子は、上立遺跡から東北地方の石材と技術で製作された旧石器が発見されていることから、今から1～2万年前に遡るとされている。

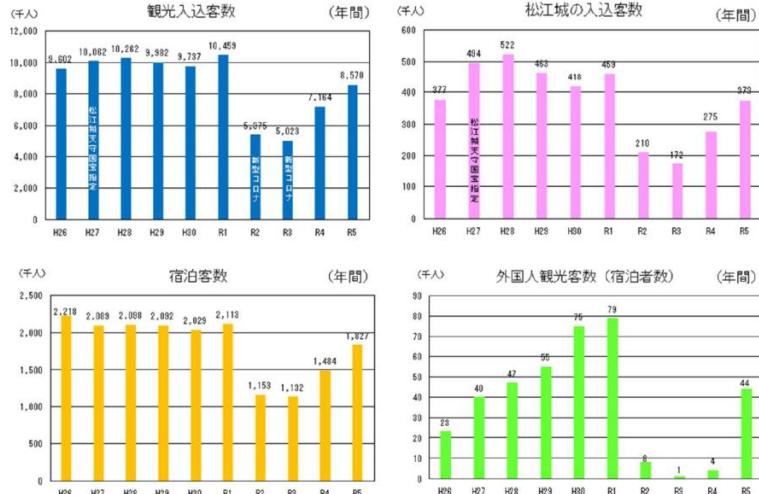
縄文時代になると、土器の様相からも人々の交流を知ることができる。島根大学構内遺跡からは縄文時代前期の九州に影響を受けた土器や丸木舟、櫂が出土しており、海流に乗って情報の伝達があったことが知られている。鹿島町では佐太講武貝塚（史跡）の大量のヤマトシジミの貝層から獸骨や土器、石器などが見つかり、また美保関町の中海に面した断崖では、海食洞窟を利用した住居跡（史跡櫂現山洞窟住居跡、史跡サルガ鼻洞窟住居跡）が知られており、自然環境に柔軟に対応した縄文人の姿が窺われる。



上立遺跡出土石器

日

(P19)



3. 歴史的環境

(1) 旧石器時代～縄文時代

松江市がある日本海に面する地域は、ユーラシア大陸に沿って日本海を南下する寒流のリマン海流と、日本海を北上する暖流の対馬海流がぶつかり合う地域である。こうした地理的環境のなかで古代から日本海を通じて活発な文化的交流があった。

こうした様子は、上立遺跡から東北地方の石材と技術で製作された旧石器が発見されていることから、今から1～2万年前に遡るとされている。

縄文時代になると、土器の様相からも人々の交流を知ることができる。島根大学構内遺跡からは縄文時代前期の九州に影響を受けた土器や丸木舟、櫂が出土しており、海流に乗って情報の伝達があったことが知られている。鹿島町では佐太講武貝塚（史跡）の大量のヤマトシジミの貝層から獸骨や土器、石器などが見つかり、また美保関町の中海に面した断崖では、海食洞窟を利用した住居跡（史跡櫂現山洞窟住居跡、史跡サルガ鼻洞窟住居跡）が知られており、自然環境に柔軟に対応した縄文人の姿が窺われる。

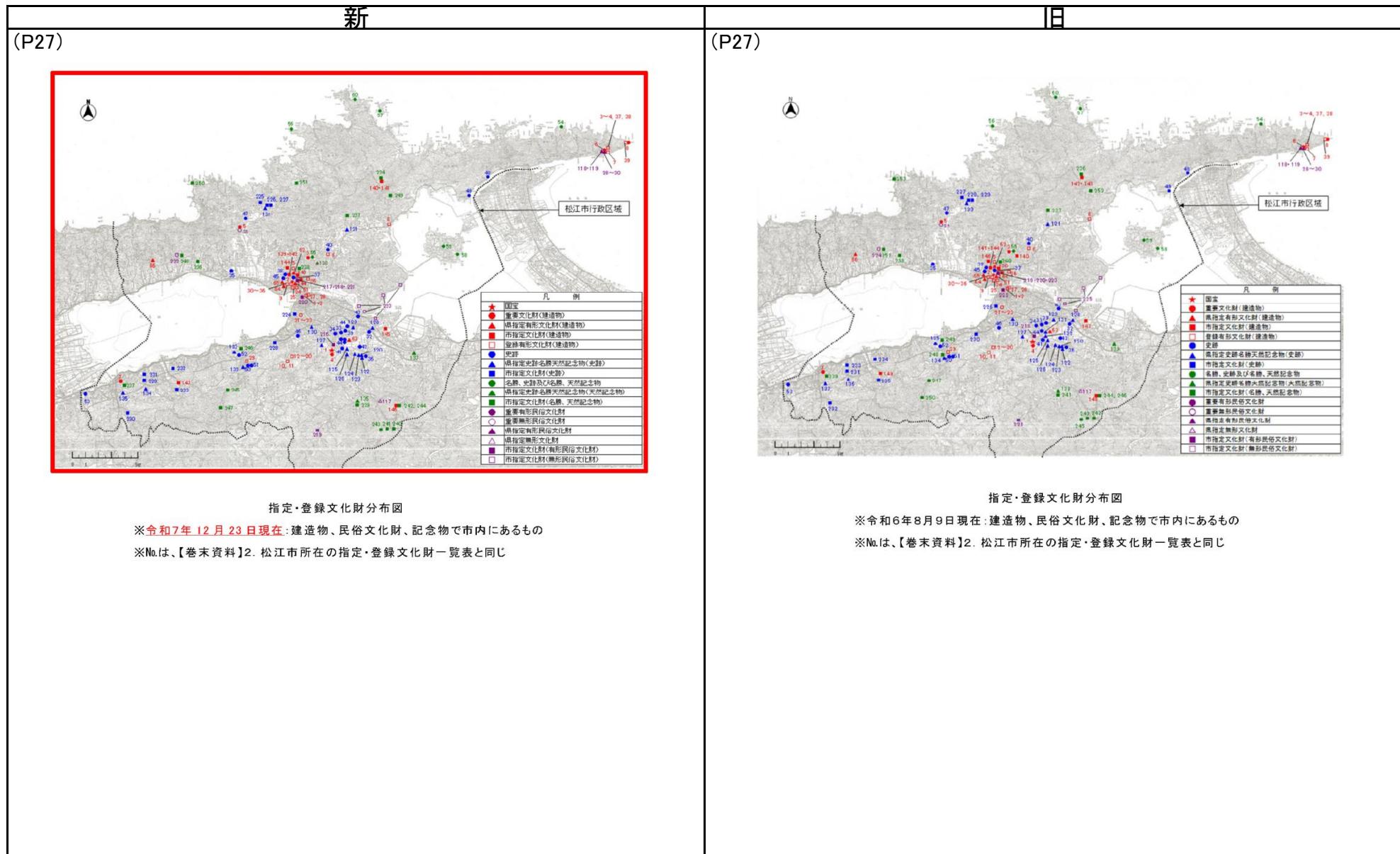


上立遺跡出土石器

■新旧対照表

新							旧								
(P26)							(P26)								
平成 30 年（2018）からは中核市に移行し、令和元年（2019）には市制 130 周年を迎えた。							平成 30 年（2018）からは中核市に移行し、令和元年（2019）には市制 130 周年を迎えた。								
4. 文化財等の分布状況							4. 文化財等の分布状況								
指定・登録文化財の分布状況							指定・登録文化財の分布状況								
松江市には、国、島根県、松江市の指定等文化財が総計 252 件（ <u>令和 7 年（2025）12 月 23 日現在</u> ）存在する。その内訳は国指定 60 件、県指定 78 件、市指定等 114 件である。指定等文化財のうち、有形文化財が 160 件で半数以上を占め、うち建造物は 26 件が指定されている。次に多いのは記念物で 76 件であり、そのうち史跡が 49 件を占める。無形文化財と民俗文化財は件数が少なく、それぞれ 1 件と 14 件 <u>となっており、伝統的建造物群保存地区が 1 件</u> ある。指定等文化財のほかに登録有形文化財が 39 件、登録有形民俗文化財が 2 件、登録記念物（名勝）が 1 件ある。							松江市には、国、島根県、松江市の指定文化財が総計 253 件（令和 6 年（2024）8 月 9 日現在）存在する。その内訳は国指定 60 件、県指定 80 件、市指定 113 件である。指定文化財のうち、有形文化財が 160 件で半数以上を占め、うち建造物は 26 件が指定されている。次に多いのは記念物で 78 件であり、そのうち史跡が 51 件を占める。無形文化財と民俗文化財は件数が少なく、それぞれ 1 件と 14 件ある。指定文化財のほかに登録有形文化財が 39 件、登録有形民俗文化財が 2 件、登録記念物（名勝）が 1 件ある。								
(令和7年12月23日現在)							(令和6年8月9日現在)								
有形文化財		国		県		市		国		県		市		国	
		指定		指定		指定 等		合計		指定		指定		合計	

■新旧対照表



■新旧対照表

新	旧
(P34)	(P34)
<p>(2) 島根県指定文化財</p> <p>島根県指定文化財 78 件の内訳は、有形文化財 56 件（建造物 6 件、絵画 14 件、彫刻 5 件、工芸品 13 件、書跡 4 件、古文書 8 件、考古資料 6 件）、無形文化財 1 件（工芸技術 1 件）、有形民俗文化財 2 件、史跡 16 件、天然記念物 3 件である。</p> <p>島根県指定有形文化財のうち、建造物としては、神社建築（真名井神社本殿、内神社本殿）、茶室建築（明々庵）、松江藩主松平家墓所の廟門建築（高真院廟門、大圓庵廟門）があるほか、明治時代の擬洋風建築の興雲閣がある。</p> <div style="text-align: center;">  <p>島根県指定有形文化財 明々庵本席、水屋、鎖の間</p> </div> <p>島根県指定有形文化財のうち、書跡としては、滋賀県の石山寺に納められた 100 卷の紙本墨書き大智度論のうちの 2 卷や、新古今和歌集の 13 世紀後半の写本である紙本墨書き新古今和歌集零本などがある。古文書としては神魂神社、八重垣神社、熊野大社、迎接寺、揖夜神社に伝わる文書がある。</p> <div style="text-align: center;">  <p>島根県指定有形文化財 紙本墨書き新古今和歌集零本</p> </div>	<p>(2) 島根県指定文化財</p> <p>島根県指定文化財 80 件の内訳は、有形文化財 56 件（建造物 6 件、絵画 14 件、彫刻 5 件、工芸品 13 件、書跡 4 件、古文書 8 件、考古資料 6 件）、無形文化財 1 件（工芸技術 1 件）、有形民俗文化財 2 件、史跡 18 件、天然記念物 3 件である。</p> <p>島根県指定有形文化財のうち、建造物としては、神社建築（真名井神社本殿、内神社本殿）、茶室建築（明々庵）、松江藩主松平家墓所の廟門建築（高真院廟門、大圓庵廟門）があるほか、明治時代の擬洋風建築の興雲閣がある。</p> <div style="text-align: center;">  <p>島根県指定有形文化財 明々庵本席、水屋、鎖の間</p> </div> <p>島根県指定有形文化財のうち、書跡としては、滋賀県の石山寺に納められた 100 卷の紙本墨書き大智度論のうちの 2 卷や、新古今和歌集の 13 世紀後半の写本である紙本墨書き新古今和歌集零本などがある。古文書としては神魂神社、八重垣神社、熊野大社、迎接寺、揖夜神社に伝わる文書がある。</p> <div style="text-align: center;">  <p>島根県指定有形文化財 紙本墨書き新古今和歌集零本</p> </div>

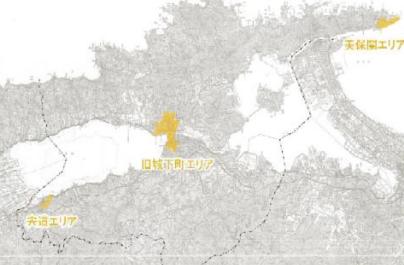
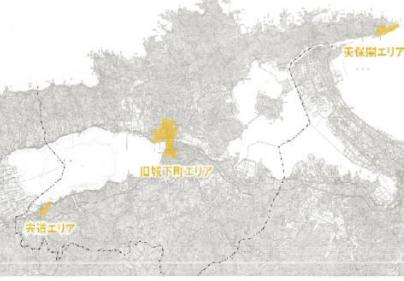
■新旧対照表

新	旧
<p>(P35)</p> <p>島根県指定無形文化財のうち工芸技術として、手漉き和紙の「雁皮紙」(保持者：安部信一郎氏)がある。</p> <p>島根県指定無形文化財 雁皮紙(保持者: 安部信一郎氏)</p> <p>雁皮紙 (保持者: 安部信一郎) (島根県指定無形文化財) 雁皮紙の製作は、安部信一郎氏の祖父である、故安部榮四郎氏(昭和43年(1968)重要無形文化財「雁皮紙」各個認定保持者(いわゆる人間国宝)に認定)が努力を重ねて磨き上げ、生涯情熱を注いだ手漉き技術である。雁皮紙は、「和紙の王」とも称され、独特の光沢と渋みがあり、変色せず、虫にも侵されず、水に強い強韌な紙である。そして、細かな文字を書くことにも適している。平成12年(2000)、安部信一郎氏のもつ「雁皮紙に対する紙漉きの技術」が高い評価を受け、島根県指定無形文化財(工芸技術)に指定され、同人が保持者として認定された。信一郎氏は、製紙業安部家の長男として生まれ、物心つく頃から祖父母・両親により家業についてしつけられた。学校卒業後、祖父の故安部榮四郎氏のもとで本格的に修行を始めた。昭和59年、父と祖父の死去に伴い、自立し、後継者の育成を行なながら、自らも技術の向上に努めている。</p> <p>(3) 松江市指定等文化財 松江市指定等文化財 114件の内訳は、有形文化財 77件（建造物 12件、絵画 6件、彫刻 10件、工芸品 14件、書跡 1件、古文書 13件、考古資料 10件、歴史資料 11件）、有形民俗文化財 6件、無形民俗文化財 2件、史跡 10件、名勝 2件、天然記念物 16件、<u>伝統的建造物群保存地区1件</u>がある。</p> <p>松江市指定有形文化財 塩見櫻旧武家屋敷遺構</p> <p>塩見櫻旧武家屋敷遺構 (松江市指定有形文化財) 松江城の北側の堀川沿いにあり塩見櫻通りに面している。遺構の1棟は現在「武家屋敷」として公開されている長屋門で、もう1棟は現在「田部美術館」のある長屋門である。長屋門は、武家屋敷の特徴の一つで、長屋門では、門番や中間(武家奉公人)が詰め、出入りする人の監視や案内などの雑務にあたったとされる。いずれの長屋門も平屋切妻造で屋根は桟瓦葺である。</p>	<p>(P35)</p> <p>島根県指定無形文化財のうち工芸技術として、手漉き和紙の「雁皮紙」(保持者：安部信一郎氏)がある。</p> <p>島根県指定無形文化財 雁皮紙(保持者: 安部信一郎氏)</p> <p>雁皮紙 (保持者: 安部信一郎) (島根県指定無形文化財) 雁皮紙の製作は、安部信一郎氏の祖父である、故安部榮四郎氏(昭和43年(1968)重要無形文化財「雁皮紙」各個認定保持者(いわゆる人間国宝)に認定)が努力を重ねて磨き上げ、生涯情熱を注いだ手漉き技術である。雁皮紙は、「和紙の王」とも称され、独特の光沢と渋みがあり、変色せず、虫にも侵されず、水に強い強韌な紙である。そして、細かな文字を書くことにも適している。平成12年(2000)、安部信一郎氏のもつ「雁皮紙に対する紙漉きの技術」が高い評価を受け、島根県指定無形文化財(工芸技術)に指定され、同人が保持者として認定された。信一郎氏は、製紙業安部家の長男として生まれ、物心つく頃から祖父母・両親により家業についてしつけられた。学校卒業後、祖父の故安部榮四郎氏のもとで本格的に修行を始めた。昭和59年、父と祖父の死去に伴い、自立し、後継者の育成を行なながら、自らも技術の向上に努めている。</p> <p>(3) 松江市指定文化財 松江市指定文化財 113件の内訳は、有形文化財 77件（建造物 12件、絵画 6件、彫刻 10件、工芸品 14件、書跡 1件、古文書 13件、考古資料 10件、歴史資料 11件）、有形民俗文化財 6件、無形民俗文化財 2件、史跡 10件、名勝 2件、天然記念物 16件がある。</p> <p>松江市指定有形文化財のうち、建造物としては、江戸時代の武家屋敷の建築物や、茶室建築、寺社の門、および明治初期に建てられた擬洋風の病院建築などがある。</p> <p>松江市指定有形文化財 塩見櫻旧武家屋敷遺構</p> <p>塩見櫻旧武家屋敷遺構 (松江市指定有形文化財) 松江城の北側の堀川沿いにあり塩見櫻通りに面している。遺構の1棟は現在「武家屋敷」として公開されている長屋門で、もう1棟は現在「田部美術館」のある長屋門である。長屋門は、武家屋敷の特徴の一つで、長屋門では、門番や中間(武家奉公人)が詰め、出入りする人の監視や案内などの雑務にあたったとされる。いずれの長屋門も平屋切妻造で屋根は桟瓦葺である。</p>

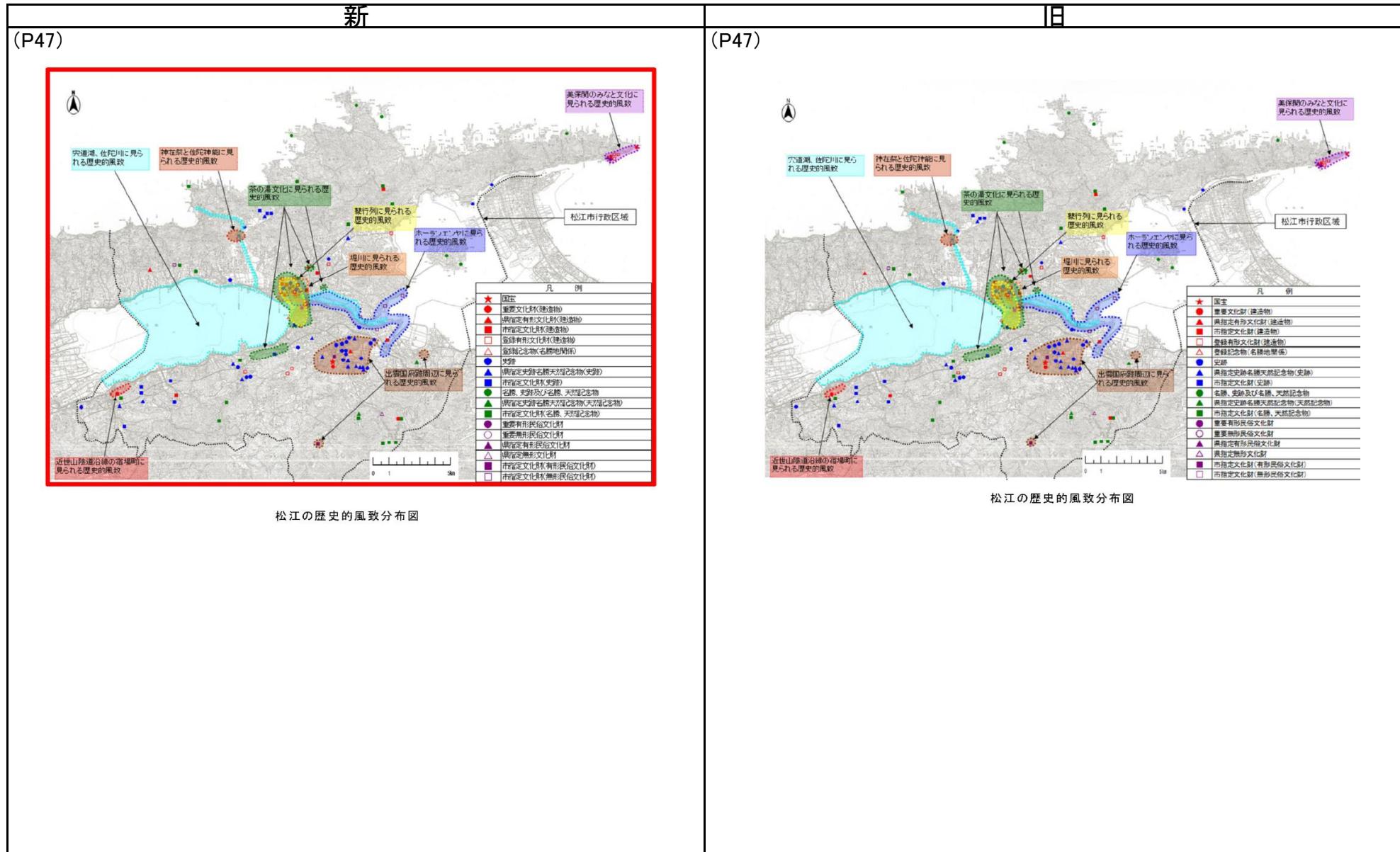
■新旧対照表

新	旧
<p>(P37)</p> <p>松江市指定有形民俗文化財は、新嘗祭に使われ、神魂神社に伝わる火鑓臼や、 鑓行列の歴史を知るうえで貴重な歳徳神行事に関する宮宿などがあり、無形民 俗文化財としては、秋鹿大日堂に伝わる秋鹿大日堂御頭行事や、城山稻荷神社 から阿太加夜神社に神靈を船で運んで祈願するホーランエンヤ櫂伝馬踊りがあ る。</p> <p></p> <p>松江市指定有形民俗文化財 北寺町の宮宿</p> <p>組み立て式の木造2階建ての建造物である。高さ約5.7m、間口1間半、奥行2間、正面に鳥居を配し、階段をとりつけ、2階部分に歳徳神を安置し、周囲には欄干を廻らす構造となっている。出雲・伯耆地方に特徴的に見られる歳徳神行事に関する、少なくとも幕末から明治初期ごろの祀り方を具体的に伝える唯一の事例である。現在の鑓行列の胴台の原型と推測され、鑓行列の歴史的変遷を示す資料として重要である。安政6年(1859)の棟札が残されている。</p> <p></p> <p>松江市指定無形民俗文化財 秋鹿大日堂御頭行事</p> <p>松江市秋鹿町の井神地区・本谷地区で継承されている伝統行事である。地区の住民が、直径80cm、重さ130kgの大きな餅を大日堂に奉納してから、寒中、裸で担いで山から里へ担ぎおろし、地区を練り歩いて一年の五穀豊穣と家内安全などを願う正月行事である。享保2年(1717)に書かれた『雲陽誌』に「正月八日を縁日とする、白米六俵を饅餅六枚にして仏前にお供えする」と書かれていることから、少なくとも今から300年以上前からこの行事が行われていたことがわかる。地元では、「大餅さん」がなまって「おもつっあん」と呼ばれている。</p> <p></p> <p>松江市美保関伝統的建造物群保存地区 群保存地区</p>	<p>(P37)</p> <p>松江市指定有形民俗文化財は、新嘗祭に使われ、神魂神社に伝わる火鑓臼や、 鑓行列の歴史を知るうえで貴重な歳徳神行事に関する宮宿などがあり、無形民 俗文化財としては、秋鹿大日堂に伝わる秋鹿大日堂御頭行事や、城山稻荷神社 から阿太加夜神社に神靈を船で運んで祈願するホーランエンヤ櫂伝馬踊りがあ る。</p> <p></p> <p>松江市指定有形民俗文化財 北寺町の宮宿</p> <p>組み立て式の木造2階建ての建造物である。高さ約5.7m、間口1間半、奥行2間、正面に鳥居を配し、階段をとりつけ、2階部分に歳徳神を安置し、周囲には欄干を廻らす構造となっている。出雲・伯耆地方に特徴的に見られる歳徳神行事に関する、少なくとも幕末から明治初期ごろの祀り方を具体的に伝える唯一の事例である。現在の鑓行列の胴台の原型と推測され、鑓行列の歴史的変遷を示す資料として重要である。安政6年(1859)の棟札が残されている。</p> <p></p> <p>松江市指定無形民俗文化財 秋鹿大日堂御頭行事</p> <p>松江市秋鹿町の井神地区・本谷地区で継承されている伝統行事である。地区の住民が、直径80cm、重さ130kgの大きな餅を大日堂に奉納してから、寒中、裸で担いで山から里へ担ぎおろし、地区を練り歩いて一年の五穀豊穣と家内安全などを願う正月行事である。享保2年(1717)に書かれた『雲陽誌』に「正月八日を縁日とする、白米六俵を饅餅六枚にして仏前にお供えする」と書かれていることから、少なくとも今から300年以上前からこの行事が行われていたことがわかる。地元では、「大餅さん」がなまって「おもつっあん」と呼ばれている。</p>

■新旧対照表

新	旧																								
<p>(P38)</p> <p>(4) その他歴史的建造物</p> <p>松江市固有の貴重な歴史的建造物を保全継承するため、平成 26 年（2014）から悉皆調査を実施し、平成 28 年（2016）7 月に「松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する条例」を制定し市独自の登録制度を設けている。旧城下町エリア、美保関エリア、宍道エリアに存在する建造物及び市内の登録有形文化財を対象とし、江戸時代の町家や酒蔵、明治時代の銀行、大正時代のビルなどが松江市登録歴史的建造物として保全・活用されている。</p> <p>出雲ビル（松江市登録歴史的建造物） 出雲益良が大正 14 年（1925）に「出雲ストア」として建築したビルで、設計者は大森茂。外壁はコンクリート研ぎ出しで石材風に加工が施され、壁面のレリーフや縦長の窓、逆読み表記の「出雲ビル」の看板などが建物の個性を際立たせている。内部は、階段など改修されている箇所もあるが、丸形の柱やモザイクタイル等を使用し、外観に見合った細工となっている。松江で最初期の鉄筋コンクリート造建築と考えられている。</p> <p>【旧城下町エリア】 出雲ビル </p> <p>三代家住宅主屋（登録有形文化財、松江市登録歴史的建造物） 日本海沿いの海運の拠点として栄えた美保関の歴史を語る建物である。三代家の先祖である米子屋は蠟燭製造販売や廻船問屋、両替商などを営むことで栄えた。この建物は 3 軒分の建物を 1 軒に改修したものである。棟瓦や板壁、格子窓を使用し、出桁や持ち送り梁といった美保関の町家の特徴をもち、内部においては 2 階天井材等、建築当時の姿を残している部分がある。</p> <p>【美保関エリア】 三代家住宅主屋 </p> <p>対象エリア図 </p> <p>登録数（令和 8 年（2026）年 3 月時点）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象エリア等</th> <th>登録数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧城下町エリア</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>美保関エリア</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>宍道エリア</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>登録有形文化財（上記エリア外）</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>	対象エリア等	登録数	旧城下町エリア	12	美保関エリア	7	宍道エリア	0	登録有形文化財（上記エリア外）	2	合計	21	<p>(P38)</p> <p>(4) その他歴史的建造物</p> <p>松江市固有の貴重な歴史的建造物を保全継承するため、平成 26 年（2014）から悉皆調査を実施し、平成 28 年（2016）7 月に「松江市歴史的建造物の保全継承及び活用の推進に関する条例」を制定し市独自の登録制度を設けている。旧城下町エリア、美保関エリア、宍道エリアに存在する建造物及び市内の登録有形文化財を対象とし、江戸時代の町家や酒蔵、明治時代の銀行、大正時代のビルなどが松江市登録歴史的建造物として保全・活用されている。</p> <p>出雲ビル（松江市登録歴史的建造物） 出雲益良が大正 14 年（1925）に「出雲ストア」として建築したビルで、設計者は大森茂。外壁はコンクリート研ぎ出しで石材風に加工が施され、壁面のレリーフや縦長の窓、逆読み表記の「出雲ビル」の看板などが建物の個性を際立たせている。内部は、階段など改修されている箇所もあるが、丸形の柱やモザイクタイル等を使用し、外観に見合った細工となっている。松江で最初期の鉄筋コンクリート造建築と考えられている。</p> <p>【旧城下町エリア】 出雲ビル </p> <p>三代家住宅主屋（登録有形文化財、松江市登録歴史的建造物） 日本海沿いの海運の拠点として栄えた美保関の歴史を語る建物である。三代家の先祖である米子屋は蠟燭製造販売や廻船問屋、両替商などを営むことで栄えた。この建物は 3 軒分の建物を 1 軒に改修したものである。棟瓦や板壁、格子窓を使用し、出桁や持ち送り梁といった美保関の町家の特徴をもち、内部においては 2 階天井材等、建築当時の姿を残している部分がある。</p> <p>【美保関エリア】 三代家住宅主屋 </p> <p>対象エリア図 </p> <p>登録数（令和 7 年（2025）年 3 月時点）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象エリア等</th> <th>登録数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧城下町エリア</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>美保関エリア</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>宍道エリア</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>登録有形文化財（上記エリア外）</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>	対象エリア等	登録数	旧城下町エリア	12	美保関エリア	7	宍道エリア	0	登録有形文化財（上記エリア外）	2	合計	21
対象エリア等	登録数																								
旧城下町エリア	12																								
美保関エリア	7																								
宍道エリア	0																								
登録有形文化財（上記エリア外）	2																								
合計	21																								
対象エリア等	登録数																								
旧城下町エリア	12																								
美保関エリア	7																								
宍道エリア	0																								
登録有形文化財（上記エリア外）	2																								
合計	21																								

■新旧対照表



■新旧対照表

新	旧
(P51)	(P51)
<p>意宇平野周辺の遺跡分布図</p> <p>(2) 律令時代（7世紀半ば～10世紀ごろ）</p> <p>律令制のもとでは、意宇平野の条里制の区画がなされ、東西南北の官道も整備された。平野の南側には国府を中心として郡家、軍團、駅などが置かれた。国府跡は周辺の条里区画を残す水田地帯とともに約42haもの広大な土地が史跡に指定されて保存されている。近年の発掘調査成果では、国司館と推定される建物跡や、玉作工房跡や鍛冶工房跡、漆工房跡など官営工房と目される遺構も発見され、生産と流通の拠点としても機能していた様子が判明している。また、意宇平野には仏教もいち早く取り入れられ、豪族が私寺として寺院を造ったほか、平野の北側には官寺としての国分寺や国分尼寺も置かれ、出雲國の中核としての要素を全て兼ね備えたエリアとなった。</p> <p>このうち山代郷北新造院跡（史跡）は、『出雲国風土記』（733）に記載のある日置君自烈が建てた「新造院」に比定されており、発掘調査の結果、4つの建物基壇と、金堂跡からは仏像を安置した須弥壇の遺構が発見されている。</p> <p>また、国分寺跡は南門、中門、金堂、講堂、僧房が一直線に並ぶ東大寺式の伽藍配置を持ち、また南門跡の南方には天平古道の遺構も残っており、合わせて1.8haが史跡に指定されている。</p> <p>奈良時代の律令制のもとでは、国府には中央政府から国司が派遣されて統治に当たったが、国司のもとで地方豪族は郡司などの要職に取り込まれていっ</p>	<p>意宇平野周辺の遺跡分布図</p> <p>(2) 律令時代（7世紀半ば～10世紀ごろ）</p> <p>律令制のもとでは、意宇平野の条里制の区画がなされ、東西南北の官道も整備された。平野の南側には国府を中心として郡家、軍團、駅などが置かれた。国府跡は周辺の条里区画を残す水田地帯とともに約42haもの広大な土地が史跡に指定されて保存されている。近年の発掘調査成果では、国司館と推定される建物跡や、玉作工房跡や鍛冶工房跡、漆工房跡など官営工房と目される遺構も発見され、生産と流通の拠点としても機能していた様子が判明している。また、意宇平野には仏教もいち早く取り入れられ、豪族が私寺として寺院を造ったほか、平野の北側には官寺としての国分寺や国分尼寺も置かれ、出雲國の中核としての要素を全て兼ね備えたエリアとなった。</p> <p>このうち山代郷北新造院跡（史跡）は、『出雲国風土記』（733）に記載のある日置君自烈が建てた「新造院」に比定されており、発掘調査の結果、4つの建物基壇と、金堂跡からは仏像を安置した須弥壇の遺構が発見されている。</p> <p>また、国分寺跡は南門、中門、金堂、講堂、僧房が一直線に並ぶ東大寺式の伽藍配置を持ち、また南門跡の南方には天平古道の遺構も残っており、合わせて1.8haが史跡に指定されている。</p> <p>奈良時代の律令制のもとでは、国府には中央政府から国司が派遣されて統治に当たったが、国司のもとで地方豪族は郡司などの要職に取り込まれていっ</p>

■新旧対照表

新 (P76)	旧 (P76)
<p>歴史的風致のエリア図</p> <p>出雲國府跡周辺に見られる歴史的風致</p> <p>○ 国宝（建造物） ● 重要文化財（建造物） ■ 国指定（史跡） ○ 塗指定文化財（建造物） ■ 塗指定（史跡） ○ 未指定の歴史的建造物 ■ 歴史的風致のエリア</p> <p>出雲國府跡 史跡出雲国分寺跡、附古道 真名井神社 八重垣神社 国宝魂神社本殿 神魂神社末社 貴布瀬稻荷 因神社木殿 六所神社 熊野大社 指夜神社 出雲國風土記要図 意宇郡</p> <p>N 0 5km</p>	<p>歴史的風致のエリア図</p> <p>出雲國府跡周辺に見られる歴史的風致</p> <p>○ 国宝（建造物） ● 重要文化財（建造物） ■ 国指定（史跡） ○ 塗指定文化財（建造物） ■ 塗指定（史跡） ○ 未指定の歴史的建造物 ■ 歴史的風致のエリア</p> <p>出雲國府跡 史跡出雲国分寺跡、附古道 真名井神社 八重垣神社 国宝魂神社本殿 神魂神社末社 貴布瀬稻荷 因神社木殿 六所神社 熊野大社 指夜神社 出雲國風土記要図 意宇郡</p> <p>N 0 5km</p>

■新旧対照表

新	旧
(P93) <p>な人出で賑わった。昭和40年代後半（1970年代前半）からの自動車時代の到来により、昭和47年（1972）に、境港市と美保関町を結ぶ「境水道大橋」が開通、昭和48年（1973）には、美保関港内と地蔵崎（美保関灯台）までの自動車道が開通した。これ以降、昭和55年（1980）に合同汽船が航路を廃止し、美保関港は主に漁港としての役割を担うようになった。自動車道路交通網の発達により、昭和50年代（1970年代後半～1980年代前半）の美保関は観光地としての繁栄を迎える、最盛期には全国から年間70万人を超える人が訪れるようになった。一時入込客数が減少した時期もあったが、近年では、伝統文化やみなと町風情などの観光資源に加えて歴史的建造物の活用や海上ジオクルージングツアーやなどの新たな取り組みが話題を集め、外国人観光客も年々増加し、令和元年（2019）には、年間50万人以上の来訪者を受け入れる観光地となっている。</p> <p><u>その後、令和4年度（2022）から美保神社を核として美保関の伝統的な町家形式の建造物が特に残っている美保関漁港周辺を中心とし、現状での当該地区的歴史的価値を明らかにし、伝統的建造物を活かしたまちづくりに寄与するための基礎資料を作成することを目的として、美保関伝統的建造物群保存対策調査を実施した。令和6年（2024）12月に松江市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定し、当該条例に基づき、令和7年（2025）12月に松江市美保関伝統的建造物群保存地区を決定した。</u></p> <h3>（2）美保関のまちなみの形成</h3> <h4>① まちの核となる美保神社</h4> <p>美保関のまちなみは、海運の発達とともに形成されてきた。まちの核となるのは美保神社である。美保関港の最奥部の山を背にして位置する美保神社は『出雲国風土記』（733）には「美保社」と記され、平安時代の『延喜式』（927）にも「美保神社」として記載のある式内社である。主祭神は恵比寿さんとしても親しまれ、漁業、商売をはじめ広く生業の守護神である「事代主神」と、農業及び子孫繁栄の守り神である「三穂津姫命」で、全国の恵比寿社3,385社の総本宮でもある。</p> <p>境内には北前船の船頭が寄進した石灯籠もあり、海運業に携わる人々からの信仰を集めた様子が分かる。また、美保神社には美保関を舞台とした国譲り神話に因んだ「青柴垣神事」と「諸手船神事」、神を海から迎える「神迎神事」が伝承されている。</p> <h4>② 美保神社の境外末社ほか</h4> <p>美保神社には境外末社が13社ある。このうち2社は美保関港から東方の地蔵崎の沖合に浮かぶ2つの小島で、それぞれ「地の御前」「沖の御前」と呼ばれ、『出雲国風土記』（733）にも「土島」「等々島」と記載がある。事代主神が釣りを楽しんだ島とも言われ、5月の神迎神事の舞台となっている。</p> <p>その他の境外末社は美保関港周辺にあるが、特に美保関港周辺に分布する「宍人社」「天王社」「地主社」「久真谷社」「客社」「糺社」の6社は重要視され、4月の青柴垣神事のときには、役前の人々が禊をして六社参りをするほか、12月の諸手船神事では大国主神が祀られる「宍人社」が杵築大社（出雲大社）に見立てられて船をこぎ出す目標となっている。また、地域の人々は正月には本社のほかに恵方に当たる6社のうちのいずれかを選んでお参りする習慣がある。</p> <p>また、美保関港の弁天島には「筑紫社」と「和田津見社」と呼ばれる境外末</p>	(P93) <p>な人出で賑わった。昭和40年代後半（1970年代前半）からの自動車時代の到来により、昭和47年（1972）に、境港市と美保関町を結ぶ「境水道大橋」が開通、昭和48年（1973）には、美保関港内と地蔵崎（美保関灯台）までの自動車道が開通した。これ以降、昭和55年（1980）に合同汽船が航路を廃止し、美保関港は主に漁港としての役割を担うようになった。自動車道路交通網の発達により、昭和50年代（1970年代後半～1980年代前半）の美保関は観光地としての繁栄を迎える、最盛期には全国から年間70万人を超える人が訪れるようになった。一時入込客数が減少した時期もあったが、近年では、伝統文化やみなと町風情などの観光資源に加えて歴史的建造物の活用や海上ジオクルージングツアーやなどの新たな取り組みが話題を集め、外国人観光客も年々増加し、令和元年（2019）には、年間50万人以上の来訪者を受け入れる観光地となっている。</p> <h3>（2）美保関のまちなみの形成</h3> <h4>① まちの核となる美保神社</h4> <p>美保関のまちなみは、海運の発達とともに形成されてきた。まちの核となるのは美保神社である。美保関港の最奥部の山を背にして位置する美保神社は『出雲国風土記』（733）には「美保社」と記され、平安時代の『延喜式』（927）にも「美保神社」として記載のある式内社である。主祭神は恵比寿さんとしても親しまれ、漁業、商売をはじめ広く生業の守護神である「事代主神」と、農業及び子孫繁栄の守り神である「三穂津姫命」で、全国の恵比寿社3,385社の総本宮でもある。</p> <p>境内には北前船の船頭が寄進した石灯籠もあり、海運業に携わる人々からの信仰を集めた様子が分かる。また、美保神社には美保関を舞台とした国譲り神話に因んだ「青柴垣神事」と「諸手船神事」、神を海から迎える「神迎神事」が伝承されている。</p> <h4>② 美保神社の境外末社ほか</h4> <p>美保神社には境外末社が13社ある。このうち2社は美保関港から東方の地蔵崎の沖合に浮かぶ2つの小島で、それぞれ「地の御前」「沖の御前」と呼ばれ、『出雲国風土記』（733）にも「土島」「等々島」と記載がある。事代主神が釣りを楽しんだ島とも言われ、5月の神迎神事の舞台となっている。</p> <p>その他の境外末社は美保関港周辺にあるが、特に美保関港周辺に分布する「宍人社」「天王社」「地主社」「久真谷社」「客社」「糺社」の6社は重要視され、4月の青柴垣神事のときには、役前の人々が禊をして六社参りをするほか、12月の諸手船神事では大国主神が祀られる「宍人社」が杵築大社（出雲大社）に見立てられて船をこぎ出す目標となっている。また、地域の人々は正月には本社のほかに恵方に当たる6社のうちのいずれかを選んでお参りする習慣がある。</p> <p>また、美保関港の弁天島には「筑紫社」と「和田津見社」と呼ばれる境外末</p>

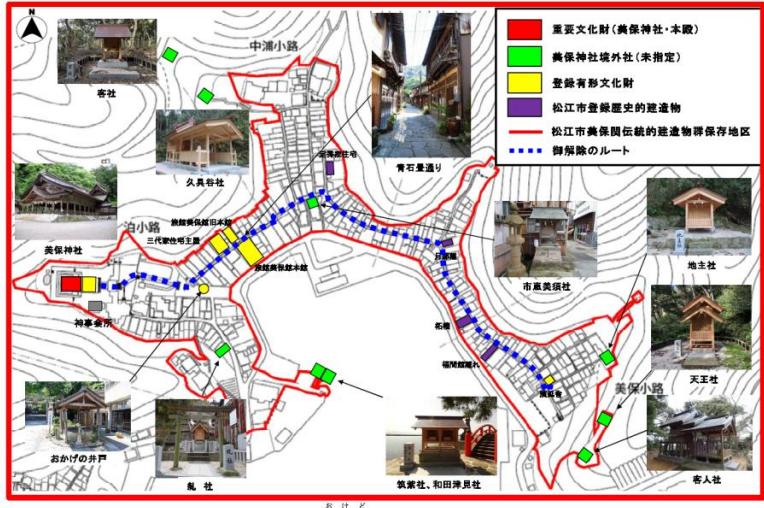
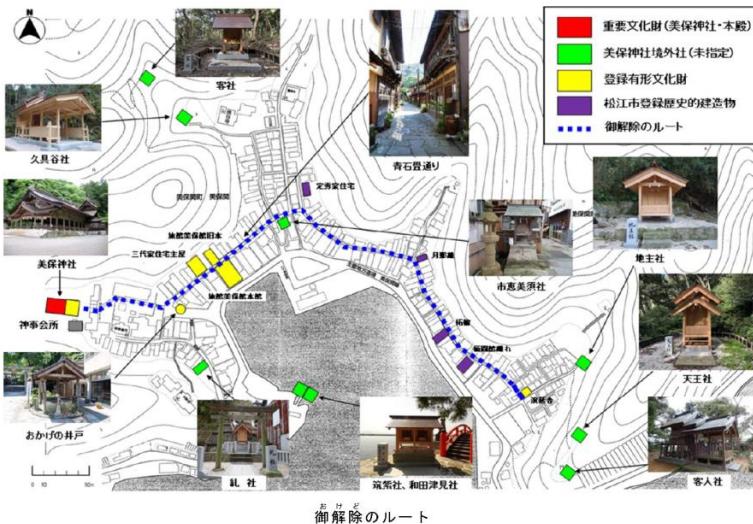
■新旧対照表

新	旧
(P96)	(P96)
 <p>青石畳通りと旅館美保館本館(右)・旧本館(左)</p>	
 <p>海岸通りに残る往時の石垣</p>	 <p>海岸通りに残る往時の石垣</p>
 <p>海岸通りに残る往時の舟止め石</p>	 <p>海岸通りに残る往時の舟止め石</p>

■新旧対照表

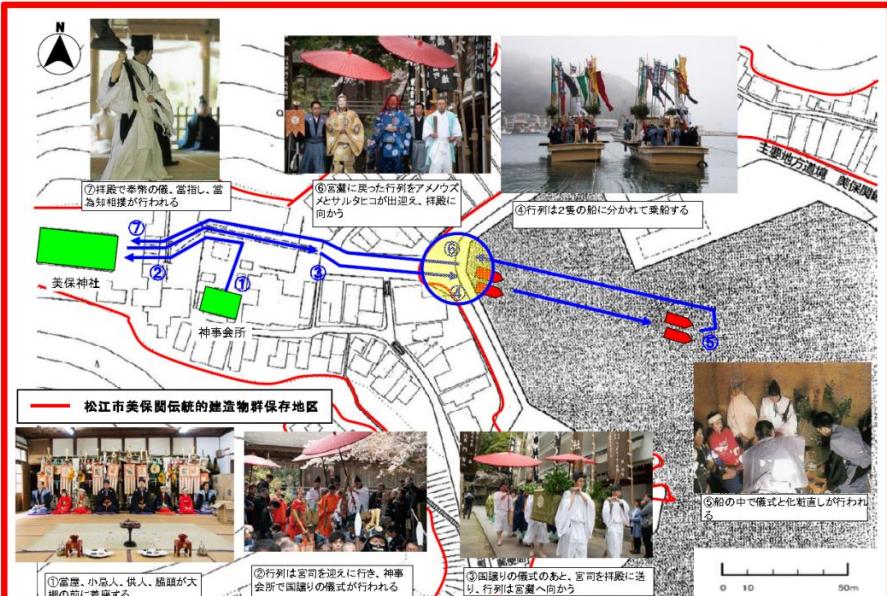
新	旧
<p>(P102)</p> <p>情を象徴する建造物である。</p> <p>この美保関灯台は、平成 10 年（1998）に国際航路標識協会（IALA）によって「世界各国の歴史的に特に重要な灯台百選」に選定されている。</p> <p>旧吏員退息所は、美保関灯台に隣接して建つ。平成 19 年（2007）登録有形文化財登録。令和 4 年（2022）重要文化財に指定。昭和 37 年（1962）まで灯台看守の宿泊施設として使用され、昭和 47 年（1972）にビュッフェとして改修された。灯台と同じ森山石で造られている。主入り口の柱にはアーカンサスの葉が彫られているなどの意匠が施されている。</p>  <p>美保関灯台と旧吏員退息所（重要文化財（建造物）） 1階のビュッフェは旧吏員退息所を活用したもの</p> <p>（9）松江市美保関伝統的建造物群保存地区（伝統的建造物群保存地区）</p> <p>漁業を中心とした集落であるとともに、船乗りが滞在した港町、また門前町としての性格を持ち合わせた町である。現在の町並みは寛政 12 年（1800）の大火以後に形成されたものが基礎となっており、江戸時代末期に形成された地割が今まで非常に良く保存されている。地区内における伝統的建造物は、その性格を反映して、住宅や、かつての船宿あるいはそれを踏襲した町家建築、大型の旅館建築といった建物が混在している。</p> <p>江戸時代から昭和 30 年代まで建築された特徴ある伝統的建造物が多く残る歴史的な町並みに加え、明治以降も続く祭礼行事などの人々の活動も融合し、歴史的風致をよく残している。令和 7 年（2025）伝統的建造物群保存地区に決定されている。</p>  <p>松江市美保関伝統的建造物群保存地区（伝統的建造物群保存地区）</p>	<p>(P102)</p> <p>情を象徴する建造物である。</p> <p>この美保関灯台は、平成 10 年（1998）に国際航路標識協会（IALA）によって「世界各国の歴史的に特に重要な灯台百選」に選定されている。</p> <p>旧吏員退息所は、美保関灯台に隣接して建つ。平成 19 年（2007）登録有形文化財登録。令和 4 年（2022）重要文化財に指定。昭和 37 年（1962）まで灯台看守の宿泊施設として使用され、昭和 47 年（1972）にビュッフェとして改修された。灯台と同じ森山石で造られている。主入り口の柱にはアーカンサスの葉が彫られているなどの意匠が施されている。</p>  <p>美保関灯台と旧吏員退息所（重要文化財（建造物）） 1階のビュッフェは旧吏員退息所を活用したもの</p> <p>3 活動</p> <p>（1）神話の舞台となった美保関の伝統行事</p> <p>出雲を舞台とする出雲神話のうち、「国引き」「国造り」「國譲り」のいずれの神話にも登場するのは美保関だけである。古代から日本海交流の玄関口として存在した美保関は、神話の舞台においても主要地であり、神話に因んだ神々は美保神社ほか境外末社に祀られている。</p> <p>美保神社に伝わる重要な神事は「國譲り」に因んだ 4 月の「青柴垣神事」と 12 月の「諸手船神事」で、氏子の人たちによる頭屋制という祭礼組織で受け継がれている。また氏子にとって重要な神事としては 5 月の「神迎神事」がある。「神迎神事」は頭屋制の祭礼組織が毎年青柴垣神事の終了後に代替わりしたあと、最初に行われるもので、海から神々を迎える神事である。</p> <p>それぞれの神事には、12 月の諸手船神事（天つ国から使者の到来）→ 4 月の青柴垣神事（国譲りの承諾と海中に隠没）→ 5 月の神迎神事（神の招来）という一連の流れがあると考えられている。</p> <p>①出雲神話</p> <p>「國譲り神話」は、葦原中国（出雲を中心とした地上の世界）を治める大国主神が天上界の天照大神に国を譲る神話として、『古事記』（712）、『日本書紀』（720）に見ることができる。</p>

■新旧対照表

新	旧
<p>(P108)</p> <p>g) 御船の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月6日、神事用の船には雑木を四方に立てて柱とし、回りを囲って神事を行う場所を作る。このうち御船が飾られ、幕や幣などが付けられる。 氏子たちは飾られた御船を見て、神事の到来を実感する。 <p>②神事当日（4月7日ごろ）</p> <p>a) 御解除・トーメー</p> <ul style="list-style-type: none"> 当日は、御解除の行列が、宰領2人を先頭にして、編木（7～13歳位の少年）4名、鎧武者、獅子頭で行列して地区内を七度半※練り歩く。 編木が神事の開始を予告する声を「トーメー」という。 御解除が告げる七度半のトーメーの声は、祭りの進行状況を知らせる時報でもあり、この声を聴いて氏子たちは神事会所に集まってくる。 御解除の行列は、美保神社の拝殿から出発し、青石畳通りを歩いて、境外末社の客人社下まで行き、折り返して美保神社へ戻るルートをたどる。 <p>※七度半…神事の際に、たびたび丁重な使いを出して客を迎えることを「七度半の使い」と言う。 青柴垣神事では、御解除の行列が美保神社からのルートを7往復し、8度目の途中で神事会所へ集まつくる氏子たちに出会うため7度半でやめるとも伝わる。諸説あり。</p> 	<p>(P108)</p> <p>※七度半…神事の際に、たびたび丁重な使いを出して客を迎えることを「七度半の使い」と言う。 青柴垣神事では、御解除の行列が美保神社からのルートを7往復し、8度目の途中で神事会所へ集まつくる氏子たちに出会うため7度半でやめるとも伝わる。諸説あり。</p>  <p>御解除のルート</p> <p></p> <p>御解除によるトーメー（青石畳通りを行列で歩き、編木が祭りの開始を告げる様子）</p>

■新旧対照表

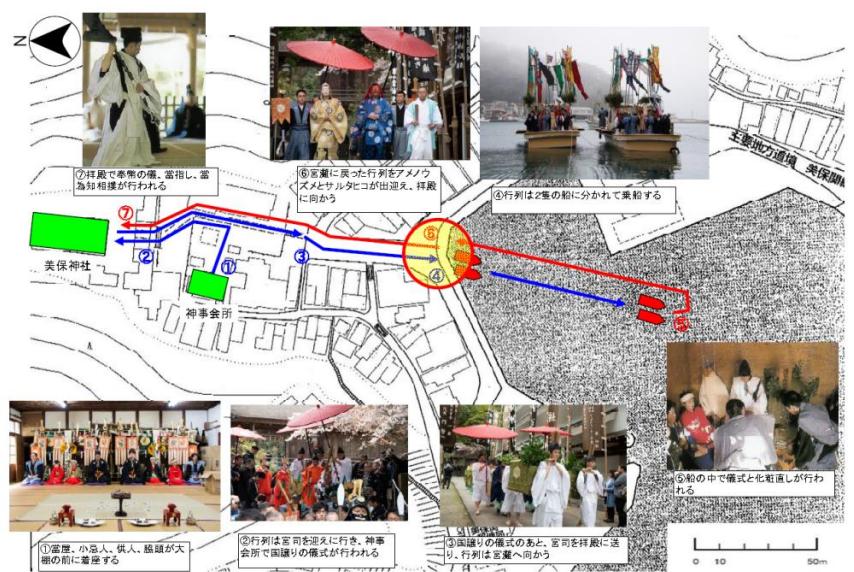
新	旧
(P114)	(P113)



青柴垣神事 祭礼ルート

Map details:

- ①持綱で奉幣の儀。當指し、當為知相接が行われる
- ②行列は宮司を迎えに行き、神事会所で國護りの儀式が行われる
- ③國護りの儀式のあと、宮司を持綱に送り、行列は宮裏へ向かう
- ④船は2隻の船上に分かれて乗船する
- ⑤船の中で儀式と化粧直しが行われる
- ⑥宮裏に民衆た行行列アメノウズメとサルタヒコが出迎え、持綱に向かう
- ⑦持綱で奉幣の儀。當指し、當為知相接が行われる
- ⑧行列は2隻の船上に分かれて乗船する
- ⑨持綱でアメノウズメとサルタヒコが出迎え、持綱に向かう

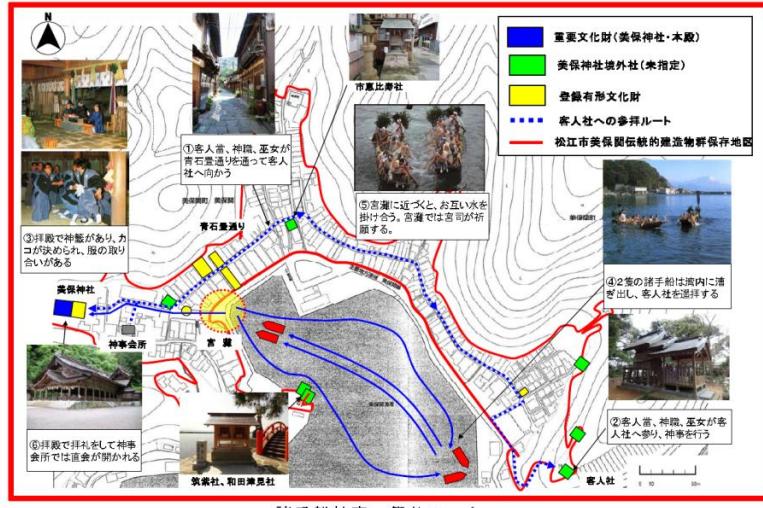


青柴垣神事 祭礼ルート

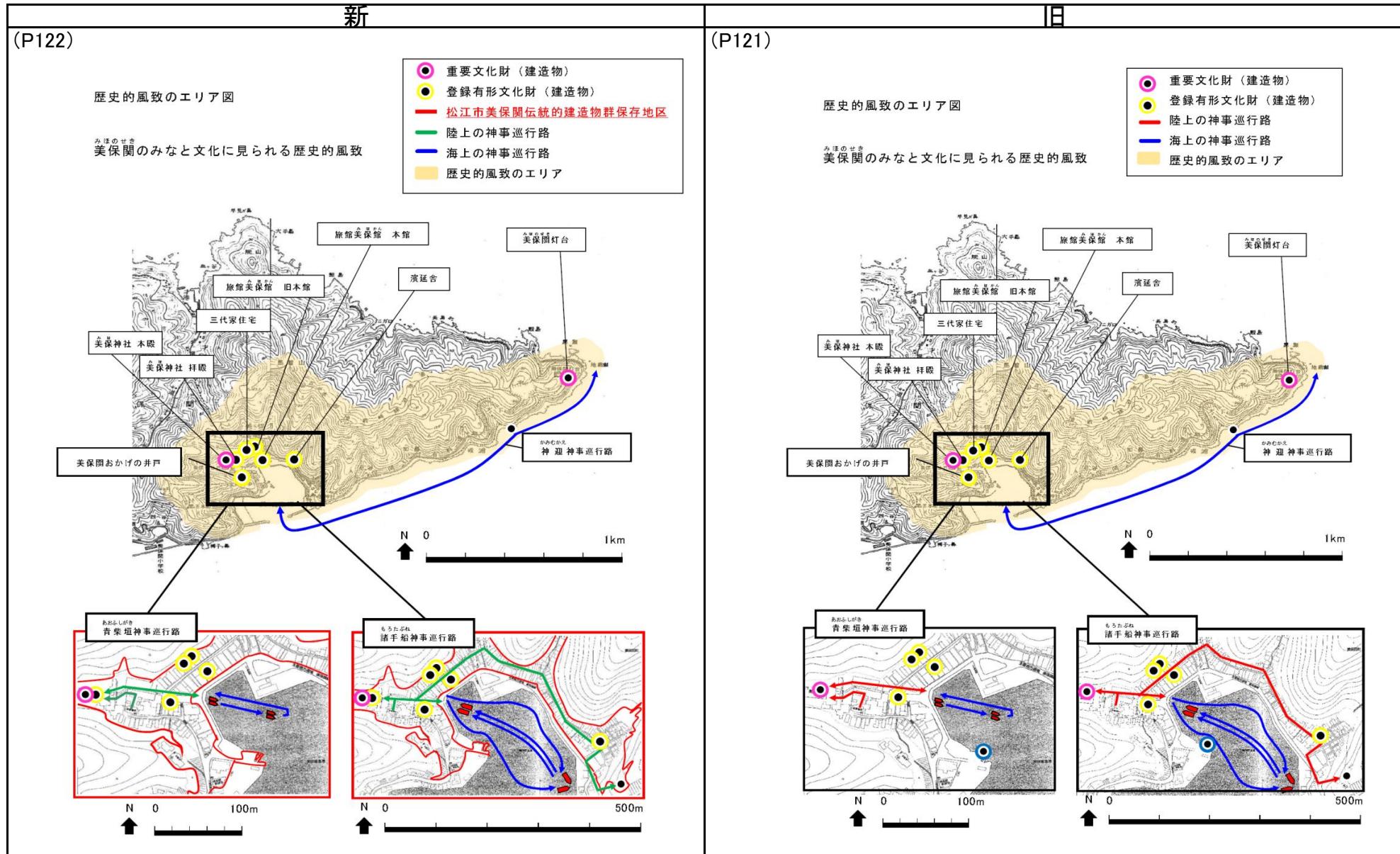
Map details:

- ①宮裏、小急入、供人、協賛が大壇の前に着座する
- ②行列は宮司を迎えに行き、神事会所で國護りの儀式が行われる
- ③國護りの儀式のあと、宮司を持綱に送り、行列は宮裏へ向かう
- ④船の中で儀式と化粧直しが行われる
- ⑤船の中へ儀式と化粧直しが行われる
- ⑥行列は宮司を迎えに行き、神事会所で國護りの儀式が行われる
- ⑦持綱でアメノウズメとサルタヒコが出迎え、持綱に向かう
- ⑧行列は2隻の船上に分かれて乗船する
- ⑨持綱でアメノウズメとサルタヒコが出迎え、持綱に向かう

■新旧対照表

新	旧
<p>(P120)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2度目の競漕が終わると、マッカ持ちはマッカを手に下船し、これを鳥居下で待つ神職に手渡し、船に戻る。 3度目の水の掛け合いが終わると、船尾から着岸し、大權と宮司による祝いの問答が行われる。(應答祝言) 大權2人は宮灘で待つ宮司に「タカ一三度ー」と唱え、続けてカコ一同は「乗って参って候」と唱和する。これに答えて宮司は「天長地久、五穀豊穣、大漁満足」などの祈願の言葉を述べ、最後に「タカ一三度めでとう候」と祝辞を述べる。 そこで一同は事代主神が行ったという“天の逆手”という柏手を打って礼拝する。 引き続き諸手船は湾内に漕ぎ出し、何度か競漕したのちに一同は上陸する。これで国譲りの可否を問う使者の役目を果たしたと見立てられる。 下船後は宮司を先頭に神社に向かい、カコ一同は会所の横で湯を浴びて棹に着替えてから拝殿に赴く。そして本殿の扉が閉められて神事は終了する。 神事会所で供物分けと直会が行われる。甘酒や芋膳が振舞われ、木製の包丁と箸を使って鯛をさばく所作をする「真魚箸式」が行われる。  <p style="text-align: center;">美保神社へ戻る行列の様子</p>  <p style="text-align: center;">諸手船神事 祭礼ルート</p>	<p>(P119)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2度目の競漕が終わると、マッカ持ちはマッカを手に下船し、これを鳥居下で待つ神職に手渡し、船に戻る。 3度目の水の掛け合いが終わると、船尾から着岸し、大權と宮司による祝いの問答が行われる。(應答祝言) 大權2人は宮灘で待つ宮司に「タカ一三度ー」と唱え、続けてカコ一同は「乗って参って候」と唱和する。これに答えて宮司は「天長地久、五穀豊穣、大漁満足」などの祈願の言葉を述べ、最後に「タカ一三度めでとう候」と祝辞を述べる。 そこで一同は事代主神が行ったという“天の逆手”という柏手を打って礼拝する。 引き続き諸手船は湾内に漕ぎ出し、何度か競漕したのちに一同は上陸する。これで国譲りの可否を問う使者の役目を果たしたと見立てられる。 下船後は宮司を先頭に神社に向かい、カコ一同は会所の横で湯を浴びて棹に着替えてから拝殿に赴く。そして本殿の扉が閉められて神事は終了する。 神事会所で供物分けと直会が行われる。甘酒や芋膳が振舞われ、木製の包丁と箸を使って鯛をさばく所作をする「真魚箸式」が行われる。  <p style="text-align: center;">美保神社へ戻る行列の様子</p>  <p style="text-align: center;">諸手船神事 祭礼ルート</p>

■新旧対照表



■新旧対照表

新	旧
<p>(P174)</p> <p>3 活動</p> <p>(1) 松江茶道会による茶筌供養と茶会</p> <p>不昧流儀を受け継ぐ流派として、昭和 7 年（1932）に藤井長古の流れを汲む「不昧流大円会」が設立され、昭和 22 年（1947）には有澤家代々の系譜「不昧流不昧会」が設立された。さらに、昭和 29 年（1954）には、不昧流をはじめとして当時松江市内で活動していた各流派の連携を密にし、松江特有の茶道文化を継承発展させることを目的に、「松江茶道会」が結成された。現在、松江茶道会は、不昧流（不昧会、大円会、研究会、不落会）、表千家、裏千家、武者小路千家、三斎流によって組織されている。</p> <p>松江茶道会は、昭和 30 年（1955）に、松江藩松平家の菩提寺である月照寺にある、大圓庵（松平治郷）廟門前（松江藩松平家 7 代藩主治郷（不昧）の墓前）において、「第 1 回茶筌供養と記念茶会」を開催した。以後、毎年続けられており、現在では、不昧の祥月命日（亡くなった月日）である 4 月 24 日に近い日曜日に行われている。</p> <p>茶筌供養は、各茶道流派の関係者が日頃愛用した茶筌に感謝をして供養するものであり、当日は使い古した茶筌がおよそ 200 個持ち寄られる。また、茶筌供養とあわせて、午前 10 時から午後 3 時まで、月照寺書院において、当該年の当番流派による茶会が催される。</p> <p>（茶筌供養の流れ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お茶の愛好家で組織する各流派の関係者が、日頃愛用し使い古した茶筌を持ち寄り、治郷（不昧）廟所前に設けられた祭壇に祀る。 ・<u>午後 1 時 30 分、稚児行列を先頭に住職と関係者が隊列を組み、月照寺本堂から祭壇までのあいだを行列して式が始まる。</u> ・当番流派の供茶、住職の香語（お香を焚いて唱える法語）、茶道会会長による祭文の読み上げのあと、茶筌が供養塔で焚いた火のなかに投げ入れられて供養される。 	<p>(P173)</p> <p>3 活動</p> <p>(1) 松江茶道会による茶筌供養と茶会</p> <p>不昧流儀を受け継ぐ流派として、昭和 7 年（1932）に藤井長古の流れを汲む「不昧流大円会」が設立され、昭和 22 年（1947）には有澤家代々の系譜「不昧流不昧会」が設立された。さらに、昭和 29 年（1954）には、不昧流をはじめとして当時松江市内で活動していた各流派の連携を密にし、松江特有の茶道文化を継承発展させることを目的に、「松江茶道会」が結成された。現在、松江茶道会は、不昧流（不昧会、大円会、研究会、不落会）、表千家、裏千家、武者小路千家、三斎流によって組織されている。</p> <p>松江茶道会は、昭和 30 年（1955）に、松江藩松平家の菩提寺である月照寺にある、大圓庵（松平治郷）廟門前（松江藩松平家 7 代藩主治郷（不昧）の墓前）において、「第 1 回茶筌供養と記念茶会」を開催した。以後、毎年続けられており、現在では、不昧の祥月命日（亡くなった月日）である 4 月 24 日に近い日曜日に行われている。</p> <p>茶筌供養は、各茶道流派の関係者が日頃愛用した茶筌に感謝をして供養するものであり、当日は使い古した茶筌がおよそ 200 個持ち寄られる。また、茶筌供養とあわせて、午前 10 時から午後 3 時まで、月照寺書院において、当該年の当番流派による茶会が催される。</p> <p>（茶筌供養の流れ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お茶の愛好家で組織する各流派の関係者が、日頃愛用し使い古した茶筌を持ち寄り、治郷（不昧）廟所前に設けられた祭壇に祀る。 ・午後 1 時 30 分、稚児行列を先頭に住職と関係者が隊列を組み、月照寺本堂から祭壇までのあいだを行列して式が始まる。 ・当番流派の供茶、住職の香語（お香を焚いて唱える法語）、茶道会会長による祭文の読み上げのあと、茶筌が供養塔で焚いた火のなかに投げ入れられて供養される。

■新旧対照表

新	旧
(P175)	(P174)
 <p>松江藩主松平家墓所 7代治郷廟所前の祭壇</p> <div style="border: 2px solid red; width: 100%; height: 100px; margin-top: 10px;"></div> <p style="text-align: center;">(削除)</p>	 <p>松江藩主松平家墓所 7代治郷廟所前の祭壇</p>
 <p>住職がお香を焚いて法語を唱える</p>  <p>供養塔で焚いた火のなかに 使い古した茶釜を投げ入れて供養する</p>	 <p>住職がお香を焚いて法語を唱える</p>  <p>供養塔で焚いた火のなかに 使い古した茶釜を投げ入れて供養する</p>
(2) 松平治郷（不昧）の顕彰	(2) 松平治郷（不昧）の顕彰
<p>松江市では、50年ごとに松平治郷（不昧）追慕の茶会が開催されてきた。『松平不昧公 百五十年祭の記録』（2012 伝統文化振興会）によると、治郷（不昧）の没年（文政元年（1818））から100年にあたる時期に「不昧公100年忌」が大正5年（1916）に東京都で、大正6年（1917）には松江市で大々的に催行されている。</p> <p>そして、没後150年にあたる時期、昭和41年（1966）には、当時の島根県知事であり財団法人松江博物館理事長が中心となった協賛会により「松平不昧公百五十年祭」が開催され、地元官民をあげて不昧の遺徳をたたえる記念行事が繰り広げられた。行事の3本柱として、不昧ゆかりの茶室「明々庵」の再建、「菅田庵」及び「明々庵」での記念大茶会、島根県立博物館での記念特別展が催され、これに協賛するかたちで、松江茶道会による月照寺での茶会、松江市による不昧公百五十年忌法要などが執り行われた。明々庵の披露茶会では、地元不昧流木村宗喜社中による点前が行われ、記念大茶会では、菅田庵と明々庵において、後援者である五都美術商連合会（東京、大阪、京都、名古屋、金沢）・大師会・光悦会による茶席が開かれ、7,000人を超える来客があった。</p>	<p>松江市では、50年ごとに松平治郷（不昧）追慕の茶会が開催されてきた。『松平不昧公 百五十年祭の記録』（2012 伝統文化振興会）によると、治郷（不昧）の没年（文政元年（1818））から100年にあたる時期に「不昧公100年忌」が大正5年（1916）に東京都で、大正6年（1917）には松江市で大々的に催行されている。</p> <p>そして、没後150年にあたる時期、昭和41年（1966）には、当時の島根県知事であり財団法人松江博物館理事長が中心となった協賛会により「松平不昧公百五十年祭」が開催され、地元官民をあげて不昧の遺徳をたたえる記念行事が繰り広げられた。行事の3本柱として、不昧ゆかりの茶室「明々庵」の再建、「菅田庵」及び「明々庵」での記念大茶会、島根県立博物館での記念特別展が催され、これに協賛するかたちで、松江茶道会による月照寺での茶会、松江市による不昧公百五十年忌法要などが執り行われた。明々庵の披露茶会では、地元不昧流木村宗喜社中による点前が行われ、記念大茶会では、菅田庵と明々庵において、後援者である五都美術商連合会（東京、大阪、京都、名古屋、金沢）・大師会・光悦会による茶席が開かれ、7,000人を超える来客があった。</p>

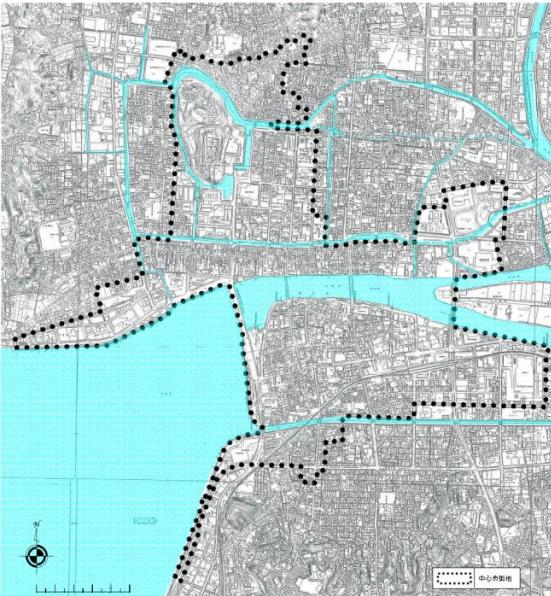
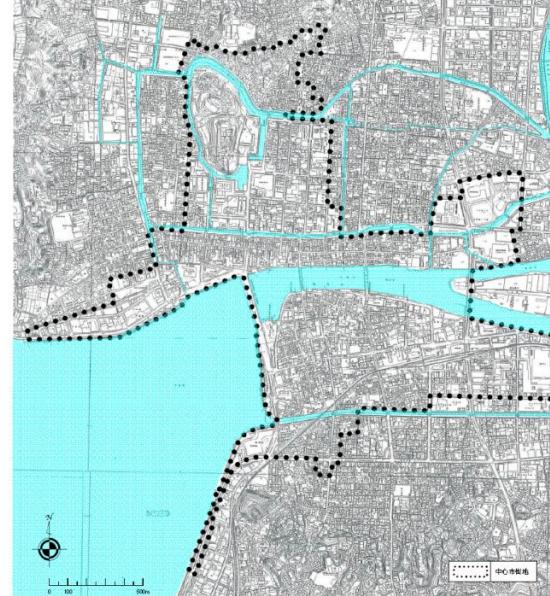
■新旧対照表

新	旧
<p>(P224)</p> <p>2. 既存計画（上位・関連計画）との関連性</p> <pre> graph TD A[松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」] -- 整合 --> B[第2期松江市歴史的風致維持向上計画] A -- 整合 --> C[「主な関連計画」] C -- 適應調整 --> B C --- D[松江市都市マスタープラン 松江市景観計画 第2次松江市空家等対策計画 3期 松江市中心市街地活性化基本計画 重要文化財松江城天守保存活用計画 史跡松江城保存活用計画 史跡及び名勝皆田庵保存活用計画 史跡松江藩主松平家墓所保存管理計画 農業振興地域整備計画 松江市地域防災計画 松江市伝統文化芸術振興計画 松江市文化財保存活用地域計画 MATSUE観光戦略プラン 松江市美保関伝統的建造物群保存地区保存活用計画] </pre> <p>(1) 松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」【令和4年度（2022）～令和11年度（2029）】</p> <p>本市では、令和4年（2022）3月に策定した松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」において、「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」を将来像に掲げ、それに向かうための基本理念を定めた。</p> <p>総合計画では、目指す将来像の実現に向けて、5つの柱と、18の基本施策を定め、市民と一緒に取り組みを進めており、「文化力を活かしたまちづくり」を「人口減少対策の推進」、「デジタル技術の活用（DX）」とともにすべての行政分野で推進することとしている。</p> <p>5つの柱のうち「III つながりづくり」の「歴史・伝統・文化・芸術」分野において、2030年に「まちそのものがアート」といった市民の実感が得られるように、松江のチャレンジを掲げている。市民の創作活動を応援する環境づくりや、国宝松江城の世界文化遺産登録に向けた取組をきっかけとした松江の魅力の世界へのアピール、中海・宍道湖・大山圏域の地域資源を歴史や共通するテーマでつなぎながら、住民の交流やマイクロツーリズムの推進を2030年に向けて取り組んでいく。</p> <p>なお、本計画は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含した計画としている。</p>	<p>(P223)</p> <p>2. 既存計画（上位・関連計画）との関連性</p> <pre> graph TD A[松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」] -- 整合 --> B[第2期松江市歴史的風致維持向上計画] A -- 整合 --> C[「主な関連計画」] C -- 適應調整 --> B C --- D[松江市都市マスタープラン 松江市景観計画 第2次松江市空家等対策計画 3期 松江市中心市街地活性化基本計画 重要文化財松江城天守保存活用計画 史跡松江城保存活用計画 史跡及び名勝皆田庵保存活用計画 史跡松江藩主松平家墓所保存管理計画 農業振興地域整備計画 松江市地域防災計画 松江市伝統文化芸術振興計画 松江市文化財保存活用地域計画 MATSUE観光戦略プラン] </pre> <p>(1) 松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」【令和4年度（2022）～令和11年度（2029）】</p> <p>本市では、令和4年（2022）3月に策定した松江市総合計画「MATSUE DREAMS 2030」において、「夢を実現できるまち 誇れるまち 松江」を将来像に掲げ、それに向かうための基本理念を定めた。</p> <p>総合計画では、目指す将来像の実現に向けて、5つの柱と、18の基本施策を定め、市民と一緒に取り組みを進めており、「文化力を活かしたまちづくり」を「人口減少対策の推進」、「デジタル技術の活用（DX）」とともにすべての行政分野で推進することとしている。</p> <p>5つの柱のうち「III つながりづくり」の「歴史・伝統・文化・芸術」分野において、2030年に「まちそのものがアート」といった市民の実感が得られるように、松江のチャレンジを掲げている。市民の創作活動を応援する環境づくりや、国宝松江城の世界文化遺産登録に向けた取組をきっかけとした松江の魅力の世界へのアピール、中海・宍道湖・大山圏域の地域資源を歴史や共通するテーマでつなぎながら、住民の交流やマイクロツーリズムの推進を2030年に向けて取り組んでいく。</p> <p>なお、本計画は、まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含した計画としている。</p>

■新旧対照表

新 (P232)	旧 (P231)
<p>(5) 4期松江市中心市街地活性化基本計画（令和7年（2025）4月）</p> <p>4期松江市中心市街地活性化基本計画では、<u>第3期計画の効果をさらに伸張し確たるものにすべく、中心市街地のまちづくりテーマを引き続き「歴史・文化・水辺を活かす、若者が活躍する松江のまちなか」と設定し、豊かな自然や水辺を大切にしながら、歴史的なまちなみと地域資源を活かした「歴史まちづくり」を推進することにより、「選ばれるまち松江」を創出していくことを目指している。このまちづくりテーマの実現に必要となるコンセプト（基本方針）については、以下の3点である。</u></p> <p>①既存ストックの活用などによる活気の創出</p> <p>中心市街地において、居住人口や営業店舗数の減少、また遊休不動産の増加という課題をふまえて、<u>多彩な伝統工芸・伝統産品が集まり、職人の技を觀て・体验することのできる「職人商店街」の創出、遊休不動産を活用した新規出店の促進などにより、中心市街地の賑わいを再生し、住民も観光客も訪れたくなる唯一無二の魅力を持つまちを目指し、まちなみの活気創出につなげていく。</u></p> <p>②水辺空間の活用などによるまちなみの賑わいづくり</p> <p>中心市街地の通行量や居住人口が減少し、賑わいが失われつつあるという課題をふまえて、<u>宍道湖畔に隣接する市役所新庁舎テラスの利活用や、千鳥南公園に整備された水辺ステージや多目的テラスを活用することで、ハード・ソフト両面の取り組みにより効果的に水辺空間の活用を促進し、まちなみの賑わいづくりにつなげる。</u></p> <p>③歴史・文化資源を活かした観光振興・交流の拡大</p> <p>松江のもつ豊富な自然・文化・歴史的資源を活かし、インバウンドを含め観光振興や交流の拡大への対応が必要であるという課題をふまえて、宍道湖や大橋川、松江城や城下町松江のまちなみ、茶の湯といった自然・歴史・文化資源を活かすことで観光地の魅力向上に取り組む。</p> <p>また、<u>FIT向けの対策強化や各国の富裕層をターゲットにインバウンドの推進を図るとともに、松江城や宍道湖の夕日などの松江市がもつ自然・歴史・文化資源を磨き上げることで観光振興の拡大につなげていく。</u></p> <p>さらに、基本計画のなかで、中心市街地の整備改善のための具体的事業として、「地域歴史文化まちづくり推進事業」、「伝統美観地区への補助事業」、「景観計画促進整備事業」等の歴史的風致の維持・向上、景観保全のための事業を挙げている。</p> <p>このように、中心市街地活性化の方向性・手法には歴史的風致を取り巻く課題の解決につながる要素が多く盛り込まれており、連携を図ることによって、歴史的風致の維持向上により高い効果をもたらすものと考えられる。</p>	<p>(5) 3期松江市中心市街地活性化基本計画（令和元年（2019）12月）</p> <p>3期松江市中心市街地活性化基本計画では、中心市街地のまちづくりテーマを「歴史・文化・水辺を活かす、若者が活躍する松江のまちなか」と設定し、豊かな自然や水辺を大切にしながら、歴史的なまちなみと地域資源を活かした「歴史まちづくり」を推進することにより、「選ばれるまち松江」を創出していくことを目指している。このまちづくりテーマの実現に必要となるコンセプト（基本方針）については、以下の3点である。</p> <p>①既存ストックの活用などによる活気の創出</p> <p>中心市街地において、居住人口や営業店舗数の減少、また遊休不動産の増加という課題をふまえて、遊休不動産を活用するリノベーションなどにより、若者が主役となるまちづくりを進めていく。</p> <p>②水辺空間の活用などによるまちなみの賑わいづくり</p> <p>中心市街地の通行量や居住人口が減少し、賑わいが失われつつあるという課題をふまえて、大橋川の改修にあわせて水辺空間のリノベーションを進め、持続可能な利活用の仕組みをつくり、ヒトとヒトのつながりが広がる空間づくりに取り組むことで、まちなみの賑わいづくりにつなげる。</p> <p>③歴史・文化資源を活かした観光振興・交流の拡大</p> <p>松江のもつ豊富な自然・文化・歴史的資源を活かし、インバウンドを含め観光振興や交流の拡大への対応が必要であるという課題をふまえて、宍道湖や大橋川、松江城や城下町松江のまちなみ、茶の湯といった自然・歴史・文化資源を活かすことで観光地の魅力向上に取り組む。</p> <p>また、夜の観光の魅力づくりによりインバウンドの拡大を目指すとともに、中海・宍道湖・大山圏域の各都市と連携して、国内外からの誘客に取り組み、観光振興や交流の拡大につなげていく。</p> <p>さらに、基本計画のなかで、中心市街地の整備改善のための具体的事業として、「地域歴史文化まちづくり推進事業」、「伝統美観地区への補助事業」、「景観計画促進整備事業」等の歴史的風致の維持・向上、景観保全のための事業を挙げている。</p> <p>このように、中心市街地活性化の方向性・手法には歴史的風致を取り巻く課題の解決につながる要素が多く盛り込まれており、連携を図ることによって、歴史的風致の維持向上により高い効果をもたらすものと考えられる。</p>

■新旧対照表

新 (P233)	旧 (P232)
 <p>松江市中心市街地活性化基本計画区域図</p> <div style="background-color: #e0f2e0; padding: 10px; border-radius: 10px;"> <p>4期 松江市中心市街地活性化基本計画 (2025.4~2030.3)</p> <p>【目指す中心市街地の都市像】 歴史・文化・水辺を活かす、若者が活躍する松江のまちなか</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 既存ストックの活用などによる活気の創出 ② 水辺空間の活用などによるまちなかの賑わいづくり <p>③ 歴史・文化資源を活かした観光振興・交流の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 松江のもつ豊富な自然・文化・歴史的資源を活かし、インバウンドを含め観光振興や交流の拡大への対応が必要であるという課題をふまえて、宍道湖や大橋川、松江城や城下町松江の街並み、茶の湯といった自然・歴史・文化資源を活かすことで観光地の魅力向上に取り組む。 ■ FIT向けの対策強化や各國の富裕層をターゲットにインバウンドの推進を図ることを通じて、松江城や宍道湖の夕日などの松江市がもつ自然・歴史・文化資源を磨き上げることで、観光振興の拡大につなげていく。 </div>	 <p>松江市中心市街地活性化基本計画区域図</p> <div style="background-color: #e0f2e0; padding: 10px; border-radius: 10px;"> <p>3期 松江市中心市街地活性化基本計画 (2019.12~2025.3)</p> <p>【目指す中心市街地の都市像】 歴史・文化・水辺を活かす、若者が活躍する松江のまちなか</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 既存ストックの活用などによる活気の創出 ② 水辺空間の活用などによるまちなかの賑わいづくり <p>③ 歴史・文化資源を活かした観光振興・交流の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 松江のもつ豊富な自然・文化・歴史的資源を活かし、インバウンドを含め観光振興や交流の拡大への対応が必要であるという課題をふまえて、宍道湖や大橋川、松江城や城下町松江の街並み、茶の湯といった自然・歴史・文化資源を活かすことで観光地の魅力向上に取り組む。 ■ 夜の観光の魅力づくりによりインバウンドの拡大を目指すとともに、中海・宍道湖・大山周辺の各都市と連携して、国内外からの誘客に取り組み、観光振興や交流の拡大にこなげていく。 </div>

■新旧対照表

新 (P243)	旧 (一)
<p><u>(15) 松江市美保関伝統的建造物群保存地区保存活用計画（令和7年（2025） 12月）</u></p> <p>先人から受け継がれてきた美保関固有の歴史的町並みを保存するとともに、まちづくりにおいてその活用を図り、生活環境の向上と地域文化の振興に資することを目的として策定された計画である。</p> <p>松江市美保関伝統的建造物群保存地区保存活用計画（2025～）</p> <p>1 保存活用計画の基本事項 (保存地区的名称・面積・区域) ・名称：松江市美保関伝統的建造物群保存地区 ・面積：約5.9ヘクタール ・範囲：美保關町美保關の一部（泊小路の一部、中浦小路、月名小路、美保小路）</p>  <p>2 保存地区の保存及び活用に関する基本計画 (保存及び活用の方向) ・港町・門前町の個性豊かな歴史的環境を守り、後世に継承することを基本とし、伝統的建造物群及びこれらと一緒にをなす環境の保存を図るとともに、歴史的景観を活かした定住・交流人口の増加や積極的な情報発信を目指し、魅力あふれた保存地区の創出に努めるものとする。 ・関の五本松公園や美保關灯台、馬着山等を含む周辺地域と一緒にで活用策を考えていく。 ・保存・継承に際して、保存地区住民の生活環境の快適性、利便性、防災機能の向上や保存地区的特性を活かした生活環境の整備にも十分配慮するものとする。</p> <p>4 保存地区内における建造物及び環境物件等の保存整備計画 (保存整備の方向) ・地区住民の理解と協力のもと、快適な生活の確保と防災機能の向上を図りながら、伝統的建造物群の外観を保存するための修理並びに伝統的建造物以外の建築物について、修景を進め、保存地区全体の価値を高める。</p>	

■新旧対照表

新 (P244)	旧 (P242)
<p>3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針</p> <p>先述の課題を踏まえ、歴史的風致を維持向上させるための方針を次の通り定める。</p> <p>(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財や歴史的風致形成建造物、市の登録歴史的建造物を所有者と協力して保存活用するとともに、未指定文化財の調査を進めることによって、文化財の指定や登録による保護措置を推進し歴史的なまちなみ環境の形成を図る。 ヘリテージマネージャーや伝統技術者など技能を有する人材との協働を図り、官民連携事業や技術者組織への支援を行うことで技術を研鑽する場の提供や人材育成を図る。 各種支援制度などを有効活用するとともに、国が示す「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」などを基とした制度構築を目指すなど、現代のニーズに対応した歴史的建造物の活用を図る。 歴史的建造物や景観重要建造物の保存修理や維持管理を適切に行いながら、それらが持つ固有の価値や魅力を広く伝え、観光資源としての活用を図る。 <p>(2) 歴史的建造物の周辺環境に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 無電柱化や道路美化などを進め、歴史的なまちなみ景観の形成を図るとともに、そのまちなみと住民の活動とが調和する環境整備を図る。 建造物の高さや意匠、屋外広告物の色彩などを官民協働でルール化し、景観計画重点区域等の拡大も視野に入れ良好な環境づくりに取り組んでいく。 適切な管理が行われていない空き家や空き店舗などの遊休不動産について、防災防犯対策と活用の視点から外観保全やリノベーションなどの支援を行い、まちなみの連続性を保っていく。 歴史的建造物などの観光資源を核として、エリア一帯の環境を整備することで、まちなみの魅力向上及び国内外の観光誘客に繋げていく。 <p>(3) 伝統行事等の伝統文化の継承・育成に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査を踏まえ保護すべき価値の認められるものは文化財指定によって積極的な保護を図っていく。 伝統芸能や伝統工芸等の担い手の確保、育成を推進するため、歴史展示施設での「紹介・体験」を充実させ幅広い年代への啓発と情報発信を行うとともに、地域で催される事業やイベント等との連携を強めながら活動、需要の場を確保していく。 「茶の湯条例」の理念にのっとり、茶の湯文化の向上に欠かせない歴史的資源の積極的な活用と人材育成を図り、文化の継承と産業活性化につなげる。 	<p>3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針</p> <p>先述の課題を踏まえ、歴史的風致を維持向上させるための方針を次の通り定める。</p> <p>(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財や歴史的風致形成建造物、市の登録歴史的建造物を所有者と協力して保存活用するとともに、未指定文化財の調査を進めることによって、文化財の指定や登録による保護措置を推進し歴史的なまちなみ環境の形成を図る。 ヘリテージマネージャーや伝統技術者など技能を有する人材との協働を図り、官民連携事業や技術者組織への支援を行うことで技術を研鑽する場の提供や人材育成を図る。 各種支援制度などを有効活用するとともに、国が示す「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」などを基とした制度構築を目指すなど、現代のニーズに対応した歴史的建造物の活用を図る。 <p>(2) 歴史的建造物の周辺環境に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 無電柱化や道路美化などを進め、歴史的なまちなみ景観の形成を図るとともに、そのまちなみと住民の活動とが調和する環境整備を図る。 建造物の高さや意匠、屋外広告物の色彩などを官民協働でルール化し、景観計画重点区域等の拡大も視野に入れ良好な環境づくりに取り組んでいく。 適切な管理が行われていない空き家や空き店舗などの遊休不動産について、防災防犯対策と活用の視点から外観保全やリノベーションなどの支援を行い、まちなみの連続性を保っていく。 <p>(3) 伝統行事等の伝統文化の継承・育成に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査を踏まえ保護すべき価値の認められるものは文化財指定によって積極的な保護を図っていく。 伝統芸能や伝統工芸等の担い手の確保、育成を推進するため、歴史展示施設での「紹介・体験」を充実させ幅広い年代への啓発と情報発信を行うとともに、地域で催される事業やイベント等との連携を強めながら活動、需要の場を確保していく。 「茶の湯条例」の理念にのっとり、茶の湯文化の向上に欠かせない歴史的資源の積極的な活用と人材育成を図り、文化の継承と産業活性化につなげる。 <p>(4) 「まち歩き観光」の充実に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史的資源の多言語解説などインバウンドのための環境整備を実施し、新たな来訪者層の開拓を行い、地域のさらなる賑わいを創出していく。

■新旧对照表

<p>新</p> <p>(P245)</p> <p>の積極的な活用と人材育成を図り、文化の継承と産業活性化につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松江の伝統文化の魅力を国内外に発信し、観光資源としての活用を図る。 <p>(4) 「まち歩き観光」の充実に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的資源の保存・活用を行う施設や多言語解説などインバウンドを含む観光誘客のための環境整備を実施し、新たな来訪者層の開拓を行い、地域のさらなる賑わいを創出していく。 ・文化財所有者や地域住民が主体となって、歴史的風致の価値や魅力を引き出すことを意図した情報発信を積極的に行い、「まち歩きルート」の提案・活用をすることで、歴史的資源を活かした観光振興に繋げていく。 ・まち歩きの回遊性をさらに向上させるための歩行空間、広場、公園などの改良や、自転車、船、公共交通等の移動手段の利用環境の改善を図っていく。 <p>4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制</p> <p>「松江市歴史まちづくり推進ワーキングチーム」（府内組織）を設置し、関連部局の連携強化を図ることで、市民の声や地域の状況を迅速に把握し効果的に事業を展開する。主要施策については「松江市歴史まちづくり推進会議」での意思決定を受ける。また、法定協議会の「松江市歴史まちづくり推進協議会」を定期的に開催し、変更協議や計画実施に係る連絡調整を行い、客観的な事業管理や評価を行うことで、より効果的な歴史まちづくり事業の実施につなげていく。</p> <p>認定計画の推進、実施体制図(R2～R11年度)</p>	<p>(P243)</p> <p>・文化財所有者や地域住民が主体となって、歴史的風致の価値や魅力を引き出すことを意図した情報発信を積極的に行い、「まち歩きルート」の提案・活用をすることで、歴史的資源を活かした観光振興に繋げていく。</p> <p>・まち歩きの回遊性をさらに向上させるための歩行環境の改良や、自転車、船、公共交通等の移動手段の利用環境の改善を図っていく。</p> <p>4. 歴史的風致維持向上計画の実施体制</p> <p>「松江市歴史まちづくり推進ワーキングチーム」（府内組織）を設置し、関連部局の連携強化を図ることで、市民の声や地域の状況を迅速に把握し効果的に事業を展開する。主要施策については「松江市歴史まちづくり推進会議」での意思決定を受ける。また、法定協議会の「松江市歴史まちづくり推進協議会」を定期的に開催し、変更協議や計画実施に係る連絡調整を行い、客観的な事業管理や評価を行うことで、より効果的な歴史まちづくり事業の実施につなげていく。</p> <p>認定計画の推進、実施体制図(R2～R11年度)</p>
---	---